

第1日目(12月8日)

○議 長(山田 勝君) おはようございます。ただいまから平成27年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後欠席、大和市民センター長から病気療養のため欠席の届け出が出ておりますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議席番号13番・小澤実君及び議席番号15番・中沢一博君の両名を指名いたします。

[「了承」の声あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については、去る12月1日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は、本日12月8日から12月18日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月8日から12月18日までの11日間と決定いたしました。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。  
総務部長。

○総務部長 おはようございます。開会早々、貴重なお時間をお借りしてまことに申しわけございません。所信表明資料の記載誤りの訂正と、第118号議案の訂正差しかえをお願いするものでございます。本日、議席のほうに正誤表及び丸正として差しかえ議案を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

最初に所信表明資料でございます。総論3ページ3行目、真ん中辺からの「常総学園高等学校野球部」の、「常総学園」は誤りで、正しくは「常総学院」でございます。訂正をお願いいたします。大変申しわけありません。

次の行政執行状況報告の22ページ上段の表、(ウ)家庭児童相談受理数の表でございます。2行目の障害相談の平成26年度(b)の件数を「ゼロ」から「3」に、それによりその右側、比較(a)－(b)が「1」から「Δ2」に訂正をお願いいたします。なお、計の欄はそのまま合っております。

次に議案丸正として差しかえをお願いしたい第118号議案 平成27年度南魚沼市病院事業会計補正予算第3号でございますが、金額の訂正はございません。今回補正をお願いいたします県立六日町病院解体にかかる県からの受託工事につきまして、収益的収入及び支出への

計上する科目が適切でなかったことにより、訂正差しかえをお願いするものでございます。

執行部一同、注意をして臨んだところでありますが、開会早々訂正のお願いでまことに申しわけありません。今後、議案内容の確認には一層の注意を払ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 日程第3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果報告を行います。

報告につきましては、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 おはようございます。12月定例議会、また11日間でありますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは所信表明、総論から申し上げます。

平成27年12月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表するとともに感謝を申し上げます。最初に9月議会定例会以降の経過等につきましてご報告を申し上げます。

まず、最初に保健・医療・福祉についてであります。市立病院の再編につきましては、5月末の県立六日町病院の閉院から市民病院開院までの5か月間、暫定病院として開院いたしました市立六日町病院は、限られた医療スタッフの中で、六日町・塩沢地域を中心とした医療需要に対し、その機能を十二分に発揮して応えまして、10月31日に閉院をしたところであります。翌11月1日に開院いたしました南魚沼市民病院につきましては、10月24日、開院に先立ちまして内覧会、850人も多くの皆様からおいでいただきました。このことは、市民病院に対する大きな期待のあらわれと受け止めております。おかげさまでゆきぐに大和病院からの患者移送も無事終了し、外来診療につきましても大きな混乱はなく、患者数も順調に増えてきているところであります。また、再編後のゆきぐに大和病院につきましては、11月8日に3病棟から2病棟への患者の引っ越しを行いました。基幹病院との連携を密にしながら、機能分担による地域医療の充実に向けた取り組みを進めるなど、これも順調な滑り出しとなっております。

塩沢地域の公立保育園の再編につきましては、塩沢地区において、塩沢保育園と中保育園を統合し、平成30年度に現中保育園敷地内に新保育園を建設・開園し、現塩沢保育園は改修をいたしまして子育て支援施設として再利用すべく検討を行っております。中之島地区におきましては、関東圏で多数の保育園を運営している社会福祉法人どろんこ会から、大木六保育園敷地内に民設・民営による新保育園を平成29年度に開園していただき、現大木六保育園は平成28年度限りで閉園し、取り壊す方針を決定し、それぞれ保護者等への説明を行ってきたところであります。

子育て支援関係につきましては、子育て世帯臨時特例給付金の受付を6月1日から9月1日まで行いまして、申請児童数7,499人のうち7,391人に交付決定を行い、2,217万円の給付を実施したところであります。介護保険関係につきましては、10月5日、一村尾担い手セ

ンターを主会場に認知症所在不明者捜索訓練を実施いたしました。訓練には、一村尾地区を中心に72人の参加がありました。また、大巻地区に通所介護施設「きたえる一む南魚沼」が10月1日にオープンしたところでもあります。前のセーブオンのところでもあります。

養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事につきましては、11月6日に建物の部分引き渡しを受け、その後入所者の引っ越しを完了いたしました。今後は、旧建物の解体及び周辺整備などの残工事を安全に進めるとともに、入所者の人権と自主性を尊重し、安心・安全な生活環境の提供に努めてまいります。また、平成28年4月から本施設を指定管理者による管理に移行したく、今定例会に関連する議案を提案いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、教育・文化についてであります。八海中学校につきましては、増築部分の校舎棟及び体育館棟の基礎工事が終了し、現在は建物の躯体工事を進めており、工事は順調に進んでおります。統合協議会では、校章を決定いたしました。引き続き、校歌、制服、通学バス、これらの検討を行ってまいります。また、教職員連絡会においても、教育目標、グラウンドデザインなどの検討を開始いたしました。さらに、統合までの気運を高めるため、PTA、地域及び学校と連携し、交流事業の実施について検討を行っているところでもあります。

国際交流事業につきましては、8年目を迎えましたアメリカへの中学生海外派遣事業、これは帰国報告会を11月7日に開催いたしました。急速に進む国際化の中で、青少年が多感な時期に海外での生活を体験し、国際感覚を身につけることは、その後の人生に大きく影響する貴重な経験となりまして、南魚沼市の将来を担う人材に成長してくれるものと考えております。

9月4日から10月6日まで、新潟大学人文学部との連携協定に基づきまして池田記念美術館におきまして、魚沼映像アーカイブによる記録と記憶の再生プロジェクト「光の記憶—南うおぬま地域映像アーカイブ」を開催いたしました。今後は、市内の教育現場でアーカイブ映像資料を活用し、教員及び児童生徒向けのワークショップを開催したいと思っております。

市民一人一人がみずからの健康維持に関心を持ち、健やかな心と体で健康寿命を延伸することを目的といたしました「南魚沼市スポーツ健康都市宣言」10月1日のスポーツ庁発足に合わせて行ったところでもあります。今後宣言に基づいた施策を進めてまいります。11月15日には、南魚沼市体育協会設立10周年記念式典が行われ、スポーツ振興に関してさらなる推進の方向性が確認されました。また、学校法人日本体育大学と「体育・スポーツ振興に関する協定書」を昨日12月7日に締結したところでもあります。

地元高校野球のレベルアップと、ベーマガSTADIUMにおける高校野球の公式戦開催に向けた、地元高校の大会運営能力を養うことを目的に、10月10日、11日に、甲子園常連の強豪校でもあります茨城県の常総学院高等学校野球部を迎えまして、招待試合を行い、1,018人の皆様から観戦をいただきました。10月25日に開催されました第11回南魚沼市縦断駅伝大会は、104チームの参加があり、今回は大巻中学校が確か優勝したわけでありまして、中学生チームの活躍が非常に目立ったところでもあります。

次に環境共生についてであります。新ごみ処理施設建設につきましては、本年11月1日から来年4月30日までを応募期間として建設用地の公募を行っております。説明会を希望する行政区に出向き、廃棄物処理に対する市民のご理解とご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

長年にわたり借地をしてまいりました新堀新田最終処分場用地につきましては、借地開始前の原状に復しての返還が見込めないことから、将来負担も考慮して、売買契約を締結し、用地を取得いたしました。今後は、今までと同様に適正に維持管理をするとともに、災害時の廃棄物等の一時保管所として利用するなど有効活用を図ってまいりたいと思っております。

有害鳥獣被害対策につきましては、昨年はクマが4年に一度の大量出没の年でありましたが、本年は出没情報が13件と、昨年同期の85件と比べて大幅に減少しております。サルによる農作物等の被害報告件数につきましても、42件と昨年に比べ13件減少しております。クマ、サルとも奥山のブナの結実が豊作であったことが、人里への出没が大幅に減少した要因の一つではないかと推測しております。しかしながら、サルの頭数自体は増加しているものと認識しておりまして、今後も、これまで実施してきました各種の鳥獣被害対策を、各地域からご理解とご協力を得ながら進めてまいりたいと思っております。

本年の市内の交通事故につきましては、10月末現在の死者数は4人でありまして、昨年の2人から倍増ということであります。しかし、発生件数は107件で、前年同期との比較で21件の減、負傷者数は126人で同じく25人の減となりまして、ともに16%以上の減少であります。これから降雪期を迎えまして、交通事故が多発する時期になりますので、引き続き関係機関・団体と連携しながら交通事故防止活動に取り組んでまいりたいと思っております。

次に都市基盤についてであります。市の公共土木工事の社会資本整備総合交付金事業につきましては、8億9,628万円、国費といたしまして5億3,848万円の配分がありまして、10月末現在、除雪費を除いた発注率は86.8%となっております。なお、平成26年度の繰越予算を加えての発注率は、88.4%であります。本格的な降雪期を前にいたしまして、早急に工事の完了を目指すとともに、用地買収・物件補償は年度内に計画どおりに達成できるよう努めてまいります。

また、国土交通省が整備を進めております国道17号六日町バイパスのうち、小栗山地区、これは県道平石西ノ裏線から市道杉ノ島線までの区間です。0.7キロメートルが10月31日に開通し、供用区間が延伸いたしました。開通に先立ちまして、地元関係者のほか国会議員や多くの来賓の皆様を迎えまして、開通式が挙行されたところであります。これによりまして、11月1日に開院いたしました南魚沼市民病院へのアクセスが向上し、命をつなぐ道として期待されているところであります。今後とも早期全線開通に向け、さらなる努力をしてまいります。

次に、産業振興についてであります。農業につきましては、平成27年産水稻の作柄概況、これは10月15日現在が公表され、全国では、10アール当たりの予想収量は531キログラム、作況指数100が見込まれ、予想収穫量、これは主食用ですね、前年比43万8,000トン少ない

744万4,000トンが見込まれております。新潟県の作柄は地域別に差があるものの、出穂期まではおおむね天候に恵まれたことから、全もみ数は「平年並み」となりました。しかし、ご承知のように、出穂期以降の8月中旬から気温・日照時間とも平年を下回ったことに加えまして、台風15号の風害、これらによりまして「やや不良」と見込まれ、10アール当たりの予想収穫量は前年比20キログラム少ない527キログラムとなったところであります。作況指数は97、これがほぼ確定したようであります。一方、魚沼につきましては10アール当たり予想収量が前年比21キログラム少ない507キログラムでありまして、作況指数、これも97と見込んでおります。

市内の1等米比率につきましては、JAの集計状況で約85パーセントとなっております、その要因は県内の状況と同じく出穂期以降の天候の状況、あるいは台風15号の影響によるものと思っております。特に台風によります水稻被害は登川沿いに集中しておりまして、この地区の品質低下が著しいものとなっているところであります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、参加集落が8集落増え169集落となりまして、市内農振農用地域の94.7%で実施しているところであります。事業の推進、あるいは技術の向上のために、技術研修会、そして先進地研修会等を行っておりまして延べ240人の参加があったところであります。今後も、広域協定組織と協力しながら事業を進めてまいりたいと思っております。

国の農政につきましては、環太平洋パートナーシップ——TPPであります、協定交渉が大筋合意に至りまして、米につきましては当初3年間は5万6,000トン、段階的に増加し13年目以降は7万8,400トンの輸入枠が追加設定をされたところであります。国内の米の流通量がこの分量増加することとなりますと、国産米全体の価格水準が下落することも懸念されております。国では、輸入量の増加が国産主食用米に与える影響を遮断するために、毎年の政府備蓄米の運営見直し、攻めの農業への転換などが必要として、TPP総合対策本部で「総合的なTPP関連政策大綱」を策定したところであります。今後も国の動向等の情報収集に努めながら、市の農業行政に反映してまいりたいと考えております。

雇用関係につきましては、県内の雇用情勢に一進一退の動きが見られます。9月の新潟県の有効求人倍率は1.18倍でありまして、全国の1.24倍を下回っております。一方、ハローワーク南魚沼の有効求人倍率は1.68倍でありまして、前月より0.2ポイント上昇いたしました。上昇の大きな要因といたしましては、医療・福祉関係が前年同月比プラス67.0ポイントと大きく増加していることがあげられますけれども、基幹病院や市民病院が開院したことで、さらに地域の福祉施設での労働力不足が顕著となっております、このことは今後の課題でもあります。

中小企業に対する資金繰り対策として実施しております、セーフティネット保証の認定件数につきましては、10月末現在20件と、昨年同月に比べまして11件の増となっております。円安によります輸出採算の改善、原油価格の下落、これらによります原燃料コストの低下、国内消費の回復などから、大企業については大幅な利益増加が見込まれております。しかし、

この景況感が地方全体に波及しているということではないわけでありまして、20 件のうち 11 件は建設業や設備工事業、これらが占めておりますことから、公共事業や一般工事の減少が影響しているものではないかと考えております。

今年度は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金——これは地方創生の中でありまして、この地域消費喚起型事業といたしまして、総額 4 億 8,000 万円のプレミアム商品券と総額 1 億円の飲食券発行事業を実施いたしました。既に換金も終了しておりまして、現在事業報告の取りまとめを行っているところであります。

経済産業省から認定を受けて実施しております創業支援事業につきましては、創業支援セミナーの受講者が 30 人を超えました。今後、この方々の創業に対しまして、創業支援補助金等でさらなる支援を行うことで、より若者の創業に対する意識と意欲を醸成し、当地域での起業率の向上に寄与できるものと期待をしているところであります。

市内の企業立地状況につきましては、新堀新田地内でのコマツ建機販売株式会社ほかグループ企業の魚沼拠点施設整備が進んでおります。既に土地所有者との契約が終了し、現在は整地工事中でありまして、来春には事業所の建設工事に着手する予定となっております。また、三用工業団地内では、空調・給排水設備関係事業者であります菱機工業株式会社があき工場を利用いたしまして、年間を通じて安定的な農作物を生産することができる植物工場「R YOKI PLANT FACTORY (リョーキ プラント ファクトリー) 浦佐」ということであります、これを来年 1 月から稼働する。この 11 日に初めての播種と竣工式典を行う予定となっております。

また、既に新聞報道などでご存じのことと思っておりますけれども、現在大和庁舎内にインド、あるいはスリランカの IT 企業を誘致いたします IT パーク構想を進めております。将来的には、地域の若者の雇用創出や起業機会の増加につながればと考えているところであります。

食によるまちおこしにつきましては、10 月 3 日、4 日に開催されました「B-1 グランプリ in 十和田」に参加いたしまして、「南魚沼きりざい丼」とともに南魚沼市を全国に PR してまいりました。このイベントは、全国のまちおこし団体のご当地グルメで地域ブランドを高めることにつなげるものでありまして、2 日間で 33 万 4,000 人の来場があったところであります。市内小学校の児童が農家と一緒に田植えや稲刈りをした南魚沼産コシヒカリを使用していることをアピールしたことで、さらに地域の魅力を PR できたものと考えております。

次に行政改革・市民参画についてであります。本年 10 月 5 日に施行されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、マイナンバーであります。これが当市では 11 月中旬からマイナンバーの通知カードの配達が始まりました。これに伴います個人番号カードの交付申請を円滑に行うため、本庁舎で日曜日を開庁して申請の受付を行っております。この配達状況でありますけれども、マイナンバーの通知カードの配達は 11 月 14 日から市内の配達を開始いたしまして、11 月末までに配達の一巡目を完了したところであります。不在者に係る不在配達等も 12 月 7 日までに終了いたしました。7 日現在の発送数、返戻率について申し上げますが、発送総数が 1 万 9,625 通、返戻見込み数が 797 で

ありまして、返戻率は 4.0%であります。これもこの後どういうふうにしちんとお届けできるかということが課題になってくるわけでありまして。

第2次南魚沼市総合計画の策定につきましては、市民アンケート、あるいはパブリックコメントを通して市民の皆様のご意見をお聴きしながら策定作業を進めてまいりました。先般、総合計画審議会にお諮りし、答申をいただいたことから、今定例会にて総合計画基本構想の議決をいただく運びとなりました。あわせて、平成 28 年度から平成 30 年度までの実施計画も総合計画審議会にお諮りいたしました。今後は、さらに事業内容、あるいは事業費を精査し、優先度の検証を行いながら計画的に事業を進めてまいりたいと思っております。

南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンを産官学金労言の幅広い分野の有識者と協議、検討を加えて策定し、公表したところであります。先行型の事業も含めまして、事業成果の検証を行いながら、計画期間の平成 31 年度まで、戦略的に取り組んでまいります。特に主軸事業の南魚沼版 C C R C 等の移住定住促進の諸事業につきましては、国県及び市内関係者と連携を密にしながら具現化に向けて取り組んでいるところであります。

また、広域連携につきましても、魚沼市、湯沢町との 2 市 1 町で定住自立圏を形成し、医療、教育、産業振興、そして市民生活など幅広い分野での連携を進めてまいります。今後は圏域内の利便性と暮らしやすさの向上による人口定住に主眼を置きまして、議会議決をいただいた上で形成協定の締結、そして共生ビジョンの策定に向けまして、南魚沼市が中心となりながら 2 市 1 町で協議を進めてまいりたいと思っております。

市民参画につきましては、「若者まちづくり会議」を 2 回開催し、小学生、高校生といった次世代を担う児童生徒も参加していただきまして、意見交換の場が大きく広がったところであります。今後も市民の皆様から多数ご参加いただきまして、自由にご意見、ご提案を発言いただける機会の拡大に努めてまいりたいと思っております。

今年度、配布を予定しておりました土砂災害ハザードマップにつきましては、地域防災計画の概要版とあわせて 12 月 1 日に全戸配布をしたところであります。当市におきましては、今年度はこれまで、幸いにも大きな災害には見舞われませんでしたでしたが、全国的には関東・東北豪雨によります鬼怒川の堤防決壊など、毎年大規模災害が発生しております。配布いたしましたハザードマップを活用するなどして、今後も市民の防災意識の向上について啓発に努め、地域の防災力向上を担って、図ってまいりたいと思っております。

消防救急無線デジタル化事業につきましては、大峰山基地局が完成いたしましたほか、消防団への無線機の配備、あるいは携帯無線機の導入など、10 月末現在の進捗率は 85%となっております。事業は順調に推移しているところであります。今後は、指令台へのソフトウェア導入、あるいは総合的な試験を実施いたしまして、円滑な運用のために整備を進めてまいりたいと思っております。

11 月 1 日に南魚沼市民病院が開院したことによりまして、二次救急医療体制が整いました。今後は魚沼基幹病院を含めた各医療機関との連携を密にしまして、救急活動体制のさらなる充実強化を図ってまいります。

次に、今定例会に提出しております補正予算についてであります。一般会計につきまして、主な歳出として、一般職における月例給及び共済費の精査によりまして、職員費を減額いたしました。企画一般経費では、私立保育園建設事業のふるさと融資貸付金の採択による増額を、企画補助・負担金事業では、ふるさと納税寄附金に伴います国際大学支援補助金を追加いたしました。自立支援事業費では、今後見込まれます介護給付費の増額を、そして児童福祉施設費では各保育園の委託料の精査などによりまして、公設民営保育園委託事業費は減額を、そして私立保育園委託運営事業では増額をしたところであります。農業振興対策補助事業費では、規模拡大によりまして新規採択によりまして補助金を増額、土地改良事業費では県の内示が変更等によりまして事業費を減額いたしました。企業立地促進事業費では、企業進出に伴います排水関連事業費として設計委託及び工事費を計上したところであります。道路橋りょう維持補修事業では交付金事業の調整によりまして、消融雪施設維持管理事業費では今後の見込分としてそれぞれ修繕工事費を増額したところであります。

歳入では、普通交付税の当初見込みとの差額分、歳出増に伴います国県の補助金、それからふるさと納税寄附金の増分を計上したところであります。開発行為関連事業負担金では進出企業からの排水関連事業費の負担分を、そして市債にはふるさと融資貸付金関連でありますこれら、それから地域総合整備交付金事業債を計上したところであります。

そのほか、9ページ記載の概要を主な内容として補正予算第6号を編成いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

本年6月1日の「魚沼基幹病院」開院により始まりました市内の医療再編は、11月1日の「南魚沼市民病院」の開院によりまして、一区切りついたところであります。南魚沼市では、魚沼地域の医療再編を通じて、少子超高齢化社会を見据えた地域完結型の医療体制が整いつつあるところであります。生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることは、全ての市民の願いであります。しかし、実際の平均寿命と健康寿命には乖離があります。今後は、健康寿命をさらに延ばす方策を講じる必要があります。市民一人一人がみずからの健康の維持管理に関心を持ち、生き生きとした生活を実践できるよう、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げます。所信表明といたします。

なお、今議会に提出いたしました案件は32件、うち条例4件、予算7件、その他20件でございます。皆様方から十分ご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げ、所信表明といたします。ありがとうございました……。失礼、条例5件であります。訂正しておわび申し上げます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 続きまして日程第5、報告第11号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長 佐藤剛君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○佐藤議会運営委員長 おはようございます。それでは平成27年第2回臨時会におきまして、本委員会に付託されました継続調査の事件につきまして、次のとおり議会運営委員会を



開催し、調査検討を行いましたので報告いたします。

調査事項につきましては、1として平成27年12月南魚沼市議会定例会の運営についてであります。内容説明の前に、調査の状況でありますけれども、期日は平成27年12月1日火曜日、委員の出席状況は8名出席、1名欠席でありました。議長、副議長からも出席いただきました。

調査の内容について説明をいたします。報告書記載の執行部の出席を求め、12月定例会の運営について、次の事務調査を行いました。(1)としまして付議事件の概要について、(2)としまして会期及び議事日程についてであります。この2点につきましては、お手元に配付されているとおりでありますけれども、今回付議事件のうち1事件について、会議規則37条による委員会付託を行うこととして協議を行いました。どの事件にするかは、この後、議長からお諮りする予定になっております。(3)請願陳情についてであります。受け付けはありませんでした。(4)意見書の取り扱いについて、請願等によるものはありませんでした。その他は議会中に、会期中の議会運営委員会で協議することといたしました。(5)人事案件の採決方法については、人権擁護委員の候補者について及び教育委員会委員についての採決方法を協議いたしました。起立による採決といたしました。(6)一般質問の取り扱いでありますけれども、前回議会同様の取り扱いといたしました。

調査事項2としまして、閉会中の議会運営委員会の開催についての協議も行いました。

調査事項3その他であります。議会運営規則49条、特別委員の選任に、議長は特別委員にならないことを原則とするという規定がありまして、議長の地域医療対策調査特別委員会委員の辞任について協議をいたしました。このことの手続については後日行われる予定であります。説明は以上です。

○議長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 続きまして、地域医療対策調査特別委員長 林茂男君の報告を求めます。

地域医療対策調査特別委員長。

○林地域医療対策調査特別委員長 それでは地域医療対策調査特別委員会につきまして報告を申し上げます。調査事項はお手元の報告書に記載のとおり、南魚沼市民病院の開院準備状況について調査を行いました。建設現場の現地調査も行いました。そのほか執行部より、医療再編に伴う患者動向についての報告を受けました。

調査は8月18日に行いました。委員8名、全員出席、関前議長からも出席をいただきました。執行部の出席は記載のとおりであります。この調査の目的であります。本年11月1日の南魚沼市民病院の開院に向けまして、その運営計画、移設のスケジュール、市立病院郡の診療機能、医療機器等の移転計画及び開院準備状況の確認と現状の把握のためでありました。

市民病院の開院準備状況についての現地調査に続きまして、事務調査を行いました。開院準備室長から、12 ページから添付してあります資料に基づきまして、ここでは 14、15 ページに基づきまして説明がありました。

なお、冒頭にお断りさせていただきますが、このたびの報告は調査日から3か月以上が経過しております。9月定例会の直前での開催ということもありまして、このような形での報告となりましたが、この間、既に市民病院は開院を遂げておりますので、報告内容が若干間延びしてしまったような感があります。この点はどうかご理解をいただきまして、お許しをいただきたいと思っております。

今回の調査は直前でありましたために、説明の数字も具体的、また詳細にわたっております。この報告書も期間の経過もありますので、ほぼ委員会の全議事録といってもよいものになっておりますので、量が多くなっております、よろしくお願ひしたいと思っております。私からはかいつまみまして主な質疑の経過を申し上げたいと思っております。皆様の3ページ下段をお開きいただきたいと思っております。

リハビリセンターの面積をかなり広くしたということであるが、入院を兼ね備えたりハビリをやるかやらないかが、拡張の段階であってしかるべきであったのではないかと、という委員の質問に対しまして、市民病院は基幹病院と違い回復期を受け入れる病床となる。回復期となると一番の目的が在宅復帰である。治療も大事であるが、患者を回復させ、在宅へもっていくという部分が一番重要となってくるのがリハビリである。そこで、当初から、リハビリについては基本的に充実をさせて、回復した後、確実に家庭・地域に帰れるように体制をつくっていったということである。ただし、回復期リハビリ病棟については、例えば脳血管障害などの早期のリハビリの充実が回復に大きく影響する部分があり、今は検討を進めている状況である、との答弁がありました。

関連した質問で、患者が内科、外科、整形外科のいずれかに入院し、そこからリハビリセンターに通う形が一般的だと思う。さらにリハビリ専門の病棟をつくるということになると、在宅治療ではだめなので病棟を持つという考えか、という質問がありました。回復期リハビリ病棟の考え方であるが、例えば在宅でいる方が少しずつ弱ってきてしまった。そういった方を受け入れる病棟ではない。脳梗塞など脳血管障害で倒れた人が一時でも早くリハビリに取り組むことによって、その後の回復状況が違ってくる。整形の例えば大腿骨骨折なども同じである。リハビリに早期に取り組むことが重要で、それが必要な患者を受け入れるのが回復期リハビリ病棟である。3科に入院し、その中で退院、在宅期に向けてリハビリをしていくのは、今もゆきぐに大和病院で続けてやっているし、市民病院でもそこは大きな柱としてやっていくという答弁がありました。

次に4ページの下の方をごらんいただきたいと思っております。市民病院では当初から産婦人科はやらない予定であったが、地域では市民病院に産婦人科の設置要望の声がかなりある。塩沢、六日町、湯沢は魚沼基幹病院に行くよりも市民病院が近い。現在は医師の確保等で難しいと思うが、今後の取り組みとして医師の確保に取り組み、市民病院でも産婦人科ができ

る体制を、可能性を探りながらというようなことであつたと思うが、今の考え方はどうかという質問がありました。これに対しまして、近くに安心して子どもを産める施設が充実するのが理想であるが、今の体制だと医師確保も含め、かなり難しい状況がある。最近のお産については高齢出産等も多くなってきて、例えば異常分娩に24時間対応できる体制がないと、安心して子どもを産めるということにつながらない。そういうことになると、産婦人科の先生、小児科の先生、それぞれ24時間態勢を組むことが必要になってくる。将来的にその体制が組めるかということだが、今の市の医療体制の実力では、すぐにその実現は難しいと考える、という答弁がありました。

また、このことに関連しまして、他の委員より、産婦人科が基幹病院に移ったことについて、6月以降どのような声があがっているか聞きたい。可能性として医師の確保等をしていく考えはあるのか、という再度の質問がありまして、週産期関係については特に苦情、意見は聞いていない。今、注目をしているのが、隣市である魚沼市の新小出病院で、妊産婦健診だけを小出病院でやって、出産を魚沼基幹病院で行うという体制である。この体制がこのまま継続になるかどうか注目している。現在、週産期母子小児科医療については、格段にこの地域のレベルが上がったと認識している。医療体制が整い、充実したと認識している、という答弁がありました。

次に違うテーマで、6ページ中ほどをごらんいただきたいと思います。魚沼基幹病院が開院してから看護師が不足している。津南、中条、例えば近くでは齋藤記念病院も病棟の廃止、また休止等が行われた。看護師不足の現状はどうであるかという質問が出ました。看護師不足の状況である。病棟は基準があるので、看護師の配置はきちんとしているが、外来については、医療措置等がない部分については看護師資格がなくても対応できるので、その方向で進めていきたいという答弁がありました。このほかにも看護師不足の問題に言及する委員が大変多くみられました。詳細は報告書をお読みいただきたいと思います。

次に他のテーマであります。6ページの下のほうをごらんいただきたいと思います。魚沼基幹病院が一次から含めて、広く受け入れてくれているので、地域が大変助かっているが、市民病院の開院後、基幹病院が当初から言っていた本来の三次医療中心の形になるのか。今現在どのような状況でいくのか聞きたいという質問がありました。これに対しまして、かなりの部分が魚沼基幹病院に集中している。特に救急医療体制について、当初基幹病院は救急については全て受け入れるということに進んでいたのが、市民病院としてもそうであればかかりつけの患者だけの対応ということに、というような準備を進めてきた。ところが6月、7月と進む中で、なかなか全部を基幹病院で受けることが実態として難しいということが明らかになってきた。そこで、市民病院の救急医療をどうするのか内部的にも議論している。こういった形でやっていくのか詰めているところである。

基本的には六日町地域にある市民病院が可能は範囲で、塩沢、湯沢を含めて救急には対応し、土、日、夜間については連絡をいただく中で、市民病院で一次のトリアージを行いながら対応することで検討を進めている。全て基幹病院に任せる、お願いするのではなく、連携

をしながら基幹病院が疲弊しないように進めていくという答弁がありました。また、関連しまして市民病院の診療体制につきまして執行部から、ゆきぐに大和病院と同じように土曜日も診療することにした。市民病院が土曜に休診すると地域の診療の提供がゆきぐに大和だけになってしまい、土曜日の診療提供が大きく後退する。これも地域医療の充実の一環として、大きな柱であり、往診等も含めた在宅医療について、塩沢、六日町地域にも充実した体制で進めていきたいという答弁がありました。

2番目の報告、医療再編に伴う患者動向について申し上げます。医療対策室長から16ページに添付しました資料に基づいて報告がありました。資料をごらんください。6月、7月の患者動向について、また、基幹病院の救急における患者数について、これは救急救命センターと救急外来の合計数となっているそうです。魚沼基幹病院と周辺病院との紹介、逆紹介等の連携状況についてが記されております。

また、席上、医療対策室長から次のような報告がありました。我々もよく気にしているところではありますが、新潟県100の指標という指標がございますが、南魚沼市の平成26年度と現在を比べた数字で、市民10万人当たりの医師数は平成26年度が112.2人、県内16位であったそうであります。現在は205人となっており、基幹病院、市立の各病院で増えた分ではありますが、県内で新潟市の約225人に次いで2位となっている。市民1,000人当たりの病床数で申し上げますと、平成26年度12.6床で、県内10位であったそうであります。現在は16床となり、昨年1位は小千谷市でありました。その次だということなのですが、小千谷市は病院の合併で90床の減が決まっているということで、現状では実質的に南魚沼市が県内1位という報告がありました。

主な質疑を2点だけ申し上げます。10ページをごらんいただきたいと思っております。長岡圏域への救急搬送状況の中で、平成27年6月に9件、7月に6件と搬送されているが、基幹病院が三次救急で対応しているのにどうしてこのような実態が起こるのかという質問がありました。これに対しましては、主な原因は心臓血管の関係である。基幹病院の常勤の心臓血管外科医が1人しかいないという関係で、この外来についても週2回しかやっていない状況である。長岡の立川病院等の心臓血管の関係が充実している部分へ搬送が中心となっている。将来、専門医師が基幹病院に充足された場合には、そういうことがなくなっていくという答弁がありました。

もう1点、開院する市民病院が想像以上に混雑するのではないかと心配がある。1つの自治体で2つの病院、1つの診療所、これらを抱えて将来的に機能していくのか、市民病院に機能を集中させなくていいのか、どういうふうに考えているかという質問がありました。これに対しましては、ゆきぐに大和病院が20床で開院をして、1年あるいは2年の経過をみる中で、それで十分なのか、足りないのか、今の場所がいいのか悪いのか、これらも含めて検討する。どういう患者さんの流れになるのか、どんな役割を果たさなければならないか見極めた上で対応していく、そういう答弁がありました。

本当のたくさんのものがありました、主なる質疑は以上のおりであります。以上であ

ります。

○議 長 ただいまの報告に対する質疑を行います。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 大変な、それこそ議事録といってもいいような報告書が届きまして、本当に私どもも事細かにわかるわけでありまして。これはこの特別委員会の今後のあり方ですよね。存続も含めて、もう期限がくるわけでありまして、まさにこれからハードが終わって、ここにあげてあるようなソフトの大変難しい部分に入ってくるわけでありまして。こういう地域医療特別委員会の今後のあり方についての、そういうような討議、質疑というのは委員会の中でありましたでしょうか。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長。

○林地域医療対策調査特別委員長 ご質問ありがとうございます。そういうことは委員会の席上ではなかったというふうに思っています。ただ、それ以外の部分では委員からもさまざまな意見等が寄せられていることが現状でありまして、今後どういった形で進むかということについて委員会等でも議論がされていくものだというふうに思っています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。今会期中の第 99 号議案を除く付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の第 99 号議案を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

委員会に付託された付議事件につきましては、運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようお願いしたいと思います。

○議 長 続きまして、日程第 6 から日程第 8 までは、新南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築の請負契約の変更であります。専決処分した事件の承認第 25 号報告から第 27 号報告の 3 件を一括議題といたします。

○議 長 日程第 6、第 25 号報告 専決処分した事件の報告について（養魚改第 1 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事請負契約の変更について）、日程第 7、第 26 号報告 専決処分した事件の報告について（養魚改第 2 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（電気設備）工事請負契約の変更について）、日程第 8、第 27 号報告 専決処分した

事件の報告について（養魚改第3号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（機械設備）工事請負契約の変更について）を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長　それでは第25号報告から第27号報告まで一括で報告をさせていただきます。本報告につきましては、昨年5月の第1回臨時会で請負契約締結の同意をいただき、継続費により着工いたしました養護老人ホーム魚沼荘改築工事の請負契約の変更でございます。建築工事につきましては3回目、電気設備及び機械設備工事は2回目の請負契約の変更でございます。

いずれの変更も地方自治法180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての第3項に規定いたします地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づいて議決された契約の金額の100分の5以内で、かつ1,000万円以内の額の増減をすることに該当するため、平成27年11月10日付で専決処分とさせていただいたものであり、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

最初に第25号報告 養魚改第1号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。本契約は平成26年5月27日に契約締結の議決をいただき、平成26年9月2日、平成27年6月19日に変更契約の議決をいただいております。3回目の変更でございます。

3ページをお願いいたします。専決処分書でございます。記載のように、変更前の請負金額8億5,538万9,160円を、今回の変更で612万2,520円増額いたしまして、変更後の請負金額を8億6,151万1,680円とさせていただいたものでございます。率にいたしますと、100分の0.72、0.72%の増額でございます。契約の相手方は桐生・井口・山崎特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

5ページから7ページが変更契約書（第3回）の写しでございます。8ページが工事変更概要で、9ページがそれぞれ変更箇所を示した平面図及び配置図でございます。工事の変更内容につきましてご説明申し上げます。8ページをごらんください。主に外構工事、地下埋設物処理工事及び解体工事の増工によるものでございます。2の変更内容の①木工事では、デイサービス時の荷物置き場として造作棚を追加するものでございます。②金属工事では、厨房内の天井点検口の追加と壁をステンレス張りに変更するものであります。③建具工事では、医務室に当初は予定していなかった建具を追加するものです。④外構工事では、入居者の園芸活動用地として畑の造成と、高低差の調整により消雪機能を効果的にするため、消雪パイプを延長するものであります。⑤の地下埋設物処理工事では、想定していなかったコンクリート廃材の出現により、撤去・運搬・処分工が増工となるもので、⑥解体工事では、当初設計では新築工事用の外部足場と解体足場を兼用としていたものを、実際工事を進めていく中で安全確保などの面から、解体専用の外部養生足場を追加するもので、以上により増額変更となったものでございます。

続きまして、第26号報告 養魚改第2号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（電気設備）

工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。本契約も平成 26 年 5 月 27 日に契約締結の議決をいただき、平成 26 年 9 月 2 日に変更契約の議決をいただいております。2 回目の変更でございます。3 ページをお願いいたします。専決処分書でございます。記載のように変更前の請負金額 1 億 8,983 万 8,080 円を、今回の変更で 73 万 6,560 円増額いたしまして、変更後の請負金額を 1 億 9,057 万 4,640 円とさせていただいたものでございます。率にいたしますと 100 分の 0.39、0.39%の増額でございます。契約の相手方は、小島・吉田・陽光特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。資料につきましては、前第 25 号報告と同様の添付内容でございますので、ごらんいただきたいと存じます。

工事の変更内容につきましてご説明申し上げます。8 ページをごらんください。主に構内配電線路の設置局の追加と、既設電気室設備の絶縁油の抜き取り作業と分析調査の追加によるものでございます。2 の変更内容の①放送設備では、厨房事務室及び支援室に館内放送設備を追加いたしました。②インターホン設備は、運営方法の確定により、支援室で夜間の来客対応ができるように機器及びケーブルを追加したものでございます。③構内配電線路では、規定の接地抵抗値が得られなかったことにより、設置局を追加するもので、④既設電気室設備では、設計段階では未調査の PCB の含有が疑われる機器があったため、絶縁油抜き取り作業と分析調査が追加となり、以上により増額変更となったものでございます。

続きまして第 27 号報告 養魚改第 3 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（機械設備）工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。本契約につきましても、平成 26 年 5 月 27 日に契約締結の議決をいただき、平成 26 年 9 月 2 日に変更契約の議決をいただいております。2 回目の変更でございます。3 ページをお願いいたします。専決処分書でございます。記載のように変更前の請負金額 3 億 358 万 9,080 円を今回の変更で 349 万 3,800 円を増額いたしまして、変更後の請負金額を 3 億 708 万 2,880 円とさせていただいたものでございます。率にいたしますと、100 分の 1.15、1.15%の増額でございます。契約の相手方はサドヤ・創和特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。以下、資料につきましては前 2 件同様の添付でございますのでごらんいただきたいと存じます。

工事の変更につきましてご説明申し上げます。8 ページをごらんください。2 の変更内容の①衛生機器設備工事では、西棟 1 階の一般用トイレに、オストメイト対応機器を追加するものでございます。②自動制御・計装設備工事では、大型給湯器に必要な制御盤及び配線等が未計上であったため追加をするものであります。③既存寮室棟冷房工事においては、入居者の健康を考慮して、新設棟で使用する機器を仮設で設置したものでございます。以上により増額変更となったものであります。

以上 3 件につきましてご報告申し上げます。

○議 長 以上 3 件につきまして一括質疑を受けます。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 一括ですので、2 つの工事になりますけれども、最初に建築のほうなのですが、今説明がありましたように、今回 3 回目の契約変更ということでありまして、それで

3回目が規定のとおり5%以内、1,000万円以下ということでの専決処分になっているわけなのですが、その中を見ますと600万円の専決です。1,000万円以下であれば専決ということで、この辺はクリアしている分には全然問題はないのですけれども、内容的にこう見れば、そうかなという内容なのです。ただ、この専決——多分これは最後の変更になると思うのですけれども——最後の中で600万円がぼんと専決に出てくると、やはり内容の精査がきちんとされているのかというのが気になるところです。最後だから専決の範囲内であればこれもということではないのだと思いますけれども、こういう内容をみますと、ちょっとこういうところは一応確認をしておかなければならないという思いがするわけなのです。

例えば畑の造成追加とか、外部養生足場の変更、これは当初予定していたのはやはりだめだったみたいなそういうところが今になって出てきた、こういう特に最後の専決の範囲内での変更契約というのは、やはり皆さんに説明するには十分それなりのことがないと、きちんと説明されていないと困ると思います。ここの工事の変更になったいきさつ、例えば担当のほうで進めてきて、仕上げの段階でここはやはり不足があるからというようなことで、これも、これもということになれば、また致し方ないというふうに思うのですけれども、そこら辺のやり取りというのがもうちょっと説明してもらわないと、余っているからというか、これも、これもというようなことではないと思うのですが、ちょっと心配なのでお願いをしたいと思います。

もう1点が、27号報告の機械設備のほうなのですけれども、今ちょっと説明があったかもしれませんが、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれませんが、変更理由の②で電気設備の整合性がとれず未計上だったというところ、それが220万円ぐらいというところなのです。こちら辺の意味がわからないというか、整合性がとれずにとというような、最後の最後まできたというところの、そしてその200万円というようなところが、もうちょっと細かなといいますが、丁寧な説明をお願いしたいと思います。2点お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2点ほど質問をいただきました。この建築工事につきましては、最初の変更契約の時でもご指摘をいただいております。当初設計で盛り込まれなかった部分を追加した部分がありまして、その辺はご指摘いただきましたが、確かに工事の進捗を見ながら、現場の状況、それから使用する人たちの利便性、もちろん入居者の利便性も含めた中で状況を見ながら追加していったことがあります。そういうことからの追加であります。

それから、建築に関しましては、平成28年度に外構工事を予定しております。まだこれから解体、それから外構整備ということで工事を予定しておりますが、その時点で変更が出る可能性もありますので、建築に関してはこれが最終ではないということをもたご理解いただきたいと思っております。

それから、内容を精査されているかというご質問につきましては今のとおりで、工事の進捗の中で追加されたものもありますし、検査の時点で上級庁から指摘を受けて、それでどうしても必要だということでの追加をしたものもありますので、十分現場、それから業者、設



計者との調整をやりながらやっていたのですけれども、どうしてもでき上がってみてから必要なものが出てきましたので、それを追加させてもらったということです。

それから、2点目の制御盤につきましては、全くご指摘のとおりで、冒頭申し上げました状況によって、そういう結果がここにでたということでございます。厨房の中のいろいろな機器がありますけれども、これも業者との中で、機器の選定、それから配置、そういうものを考えていく中で、当然制御盤の必要性というのは考えておりましたけれども、機器の決定、それからその機器の規模等によりまして、制御盤がどういう形になるのかということを見極めてから決定したいというようなことでの今回の計上になったことですので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 最後の2番についてちょっと私は気になっているのですけれども、物が決まってから、ほかのやつが決まってからこれを決めていったというわけです。私は家を建てる時とかは、例えば給湯器が必要だったらその部分は私は予算をとっておくし、それがもし後から決まるというのだったら、やはりそれは説明しておきますよ。これは今まで説明がなかったわけですね。それでいきなり、はい買いますよ、というのはちょっと説明不足の点があると思っておりますので、そういうところは気をつけていくべきだと思います。

あと、オストメイト対応機器を追加したいということですが、これは車いす用の、今思えば、ここはでは前は何がついていたのですか。オストメイトはつける予定がなかったところに、ここはどういうスペースだったのか。この間仕切りのところは。最初からオストメイト——ここもこういうふうなつけ方をしていると、オストメイトの器械を計上漏れしていたのではないのかと、私は見てしまうのですけれども、そういうところの説明をお願いします。

あとそれと、外構工事 25番で、埋設物があった。前の時も埋設物が確かありましたよね。2回も埋設物が、場所が違うといえば場所が違うかもしれないですけども、埋設物が出てくるのは、もっと調べておくべきではないのかというふうな思いがあるのですけれども、そういうその3点についてお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の制御盤については、ご指摘はごもっともで、佐藤議員の質問にお答えした中で、当初本当は予定しているのだけれども、計上していなかったというものがありまして、今回初めにこの部分については追加で決定し次第計上するというで説明しておけばよかったのですけれども、その説明がなかったということでおわび申し上げます。

それから、2点目のオストメイトにつきましては、ここは車いす利用者の方が使用する棚を、いろいろなものを置く棚を予定しておりましたけれども、オストメイトがどうしても必要だということで追加して設置をさせていただきましたので、当初予定していた棚についてはほかのもので代用しようということで考えております。

それから、埋設物につきましては、確かに変更契約のたびに埋設物の除去、処分というの

がありまして、ここもかということ関係者も驚いているところです。ここにつきましては、あまり当初から駐車場ということで、あまり掘り返すような予定でなかったものですから、特に調査等はしていなかったのですけれども、結果的に出てしまったので、それへの対応ということで、全般を掘削してみればよかったです、結果的には出てしまえばそれはそれなりの対応をするしかないものですから、このような結果になりました。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 前二者に若干かぶりますけれども、建築の中で足場の問題ですよ。当初設計では新築工事用の外部足場と、解体用の足場、これは兼用使用と、普通民間では考えます。それが安全確保の面から兼用は不可能となったという部分がよくわからない。どういうことなのか説明していただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 当初の設計では、本体の建築、それから基礎建物の解体があまり時を置かず、平成27年度中に工期が当初あったものですから、その中で連続してやれるものということ、それから、建物が新旧隣接していますので、その部分の足場については兼用できるというふうに考えていました。その後、若干工期が延びたことによりまして、本体建築とそれから旧建物の解体の期間が延びてしまった。その間にその足場を継続して設置しておくことは、ちょっと安全管理上、問題があるということ。それから、これもちょっと当初からわかっていたはずなのですが、その足場のベースの部分その工事によっていろいろ移動しなければならないと、変更しなければならないという事態が生じたものですから、最終的にこれはもう一度組み直したほうがいだろうという判断になりまして追加したものです。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 本来、これが民間の発注であったとすれば、総工費はほぼ決まっています。その中で何とか収まらないのかということからまず始まるわけです。先ほどの分も含めて全体的にですよ。それが、これが足りないから追加だ、あれが足りないから追加だ、建築は3回目ですよ。外構が始まれば来年度はまた変更があるかもしれないという説明でありましたけれども、そういうような発注の仕方というのは、民間ではあり得ない話です。こうであれば許されるという部分、ちょっとおかしいのではないかと。業者自体も民間と同じようなことをやりながらできないものかということはありません。

足場なんかについては、足場の位置を変えなければだめだろうと、最初からわかりますよね。元の足場がそのままそっくりと設置したまま使えるかどうか、わかるわけです。そこら辺が読めないということがどうしても理解できない。それを許すということも、なかなか許しがたい部分もあるわけです。こういうところは注意して直るものなのか、そうでなくて、はっきりともう最初に契約したこの中で収めていただくのだという、そういう考え方が私は緩かったのではないかと思います、いかがですか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 全くご指摘のとおりだと思いますし、できるだけ今後、この経験を事業に生かしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 3つにわたりますのでちょっと長くなりますが、ひとつお許しください。前段とも絡むのですが、私は一連を全部、要するに与えられた資料で調べてみると、あまりにも、はっきり言いましてずさんといわざるを得ない。この項目ごとに追ってみます。

第25号報告ですが、①について、造作の棚、こういうものは大体一般的には、設計時にあるべきものというふうに思います。その棚をもう少し高くするとか、細かくするとか、そういうのであればいいのですが、まるっきり増やしているということ。

それから②であります。保健所の指導により、厨房内の天井点検口及び壁ステンレス張りを増としたと。最初はでは何で、どういう仕様であったから、どういう指摘を受けて、こういうことに変更せざるを得ませんでしたという報告がないのです。我々は仕様書を見ていませんのでわかりません。当然、保健所とは事前協議をするわけでありまして。設計屋さんが当然するわけであろうし、事務方もやるとは思いますがいかがでしょうか。

次の③番、同じくそういうことであります。

④番の1、敷地内の空き地を有効利用し、余暇活動を——要するに畑ですね、これについてはどういう仕様であったのが、こういうことになったという、それで増工ですよ。ここは敷きならし程度だったということなのか、その説明を求めます。そして、同じく2番です。消雪計画。この畑の部分の消雪だと思えるのですけれども、図面からみると消雪はなくなりまますよね。それが、迂回するためとか、迂回するために増になるとかということなのかお聞きします。

⑤番については先ほど説明がありましたので、先回の時に私は強く申し入れたつもりであります。

⑥番については、私も民間の一事業者として考えてみますと、これは設計段階で、設計に盛り込まれている内容ですね。当然可能だということで、足場の重複を避けるために、設計意図ですよ、これは。いかに安くするか、あるいは経費を削減するかとということから出てきている問題を、ことごとくやめているということです。これは誰の責任ですか。設計調書にどう書いてあるのでしょうか。あるいは設計説明の時に、現説ではどういうことをやられているのか、ひとつお聞きします。

次の第26号です。放送設備、①番ですね。なぜ、当初からこれが計画されなかったのか。厨房や事務室に館内放送が聞かれない設計を当初からしていたということですか。

次、インターホンも同じくです。夜間の対応はどういった形でやろうとしていたのかお聞きします。

③番については非常に——要するにこれはアースだと思えるのですけれども、どういった結果でこういうふうになるのか。ある程度地盤調査等をしているわけでありまして。そして、この電気関係については、多分、設計屋さんが直に設計はしていないと思うのです。どこの

業者をお願いして調査をしていただいて、設計を組んだかということ、これが問題なのです。こういう専門的なことは、多分設計屋さんには外注に出します。そこからきて、では誰がこの責任をとるのか、いや、増工でいいんだよという感覚なのか、ひとつお聞きします。まして、その業者が請負業者であるということがないことを私は望んでいますけれども。自作自演ではあってはならないということです。

次の第27号、オストメイトについてです。こういった障がい者用で、今オストメイトの対象者がいなかったから、それはしなかった。ですから、疑いがある、あるいはそういう患者がこれから増えるよだということでもオストメイトを増やしたのか。あるいは、ここにも必要でそういうことをしたのか。ほかに機能があるのかというのは、この説明ではわかりません。当然、障がい者用では今、オストメイトが、特に公共であればあってしかるべきだというふうに考えますがいかがでしょうか。

次に制御盤。かぶりますが、これが最終で出るということは、配線はどういうことになったのですか。露出ですか。配管はしてあったけれども、その計装は見えていなかったと、こういうことなのですか。非常に不思議なのですよね。基本的な問題が欠けているということなのです。仕上がってからどういう——仕上がる直前ですよ、どういったことをやったのか、ひとつお聞きします。

最後、このエアコンですね。これは既存の、要するに足場等で囲ったために、その居住環境が悪くなって耐えられなくて、エアコンを応急にその部屋にセットしたということなのか、ひとつそこもお聞きしたいと思います。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 12点ほどご指摘をいただきました。全般的に前者の答弁でも申し上げておりましたけれども、当初の設計が甘かった部分は、これは素直に認めたいと思っております。

まず、棚につきましてもご指摘のとおり、本来なら全て当初設計に盛り込むべきところだったと思いますけれども、建物ができて、その形状、それから実際には建物の中に入って見てわかる部分もありますので、そこによって必要性を認めて設置したものというふうに考えております。

保健所の指摘によってしましたステンレス張りなのですが、当初はケイカル板に塗装ということで考えておりました。面積が少なかったものですから、保健所の指摘等にはありませんでしたが、現地を見た検査の段階での指摘によって変更したものです。

それから、ドアにつきましても、当初、設計協議の段階ではご指摘がありませんでしたが、実際に建物に入って見て、医務室と廊下の部分の制御が——制御といいますか遮りがなかったものですから、ご指摘をいただいてしたものです。

それから、畑につきましては、当初ここは空き地でした。その建築後の景観、それから居住者の環境等を考えて、この後、植樹するのか、それから庭にするのかということで検討してまいりました。一部、駐車場でつぶれた部分に、従来は畑があったのですが、その

代替がなかったということによりまして、そこに畑をつくろうということでの計画変更であります。

それから、消雪パイプの関係ですけれども、これはやはり当初設計にはもちろんありました。500メートルほどの延長がありましたが、現場に出てみて傾斜の部分が当然ありまして、やはりこれはラインを変えたほうがいいのではないかというような現地での判断によりまして、最終的に、これはかなりラインが変更になりましたが、結果的に総延長が50メートル増加になったということでございます。

それから、足場につきましては、前者の質問にもお答えしましたけれども、当初設計がもちろんありましたが、それは議員がご指摘のように、できるだけ経費を削減しようという目的からしたものでありますけれども、結果的に工期の延長等がありまして、そういう形の増工になったということです。誰が責任をとるかということになりますと、これは監督者である市ももちろんそうですけれども、設計段階での協議、それから工期の変更等の結果となったことによる、最終的には市の責任になるかというふうに考えております。

それから、次の放送設備、インターホンにつきましては、ご指摘のとおりですので、当初からこれはわかっていたことですので、後で追加になった部分は反省すべきことだというふうに思っております。

それから、接地工事につきましては、これはA種接地工事といまして、10オーム以下になることが規定で定められております。この抵抗値、接地抵抗につきましては、土壌の質、それからそこに含まれる水分によって変わってきますので、接地した後、当初はそれで抵抗値が得られるのだらうというふうに思っていましたけれども、実際のところ10を超える、例えば11.7、10.8ということで、若干基準値を超えるという結果が出ましたので、抵抗値を変える措置をとって変更したものでございます。

それから、オストメイトにつきましては、現在該当者はおりませんけれども、他の施設も参考にしながら今後、そういう方が当然出てくるだらうということで、急遽追加したということでございます。

それから、制御盤につきましては、この工事は完成前にやって、今回追加ということで専決を得て、ご報告申し上げておりますので、内壁等を張る前に制御盤を設置し、そのへんは微妙でしたけれども、露出する必要なく工事が終了したということでございます。

それから、エアコンの使用につきましては、旧建物の中の医務室と談話室に設置しておいたものです。一部解体することによって、冷房の管路が絶たれましたので、そこが冷房機能がなくなったということで、急遽新施設で使用すべきエアコン2基をここに仮使用して、結果的には居室でない洗濯室にその使用したものを設置したということになっております。以上です。

○議 長 簡潔にお願いします。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 大体想定のお話であります、私はやはり高額な設計料をお願いして、そして設計契約をし、そして、それについての工事実施が行われているわけであります。この

価格については業者から請求が出るということですか。私はこれを見ていると、業者の言うがままだというふうに思います。微に入り細に入り、そうではなくて設計者が、あるいは監理者——設計している人が監理しているのですよね。設計監理者の立場としては、こういった形で増工、増工というような形が出ない監理の仕方というのは、私はあると思うのです。

あるいは企業努力でやってもらう部分というのはあると思うのです。例えばアース、先ほど設計屋さんとはちゃんと電気屋さん、多分外注に出して、そして設計をしているのです。設計意図に基づいて。それが責任を持って監理をしているということになれば、インターホンがなかったのだ、放送設備がなかったなんてことは、普通だったら担当の部署の方々が、ここには要りませんかと聞かれるわけです。落ちていますがいいですか、というのが普通ですよ。

それでアースについては、ではどういう弁明があったのですか。多分、調査はしていないと、だからごく一般的なものであったのだということなのか。設計責任も何も監理責任も、今言えば問うような姿勢はありませんよね。市が持つべきですと、こういう言葉を出すだけであります。私はそしてこの額面については、多分、設計調書でやられているものだと思うのです。設計業者の設計見積もりは、市は持っていないでしょう。要するに工事見積もり、工事請負業者の見積もりを持っていないでしょう。設計調書を持っているわけで、設計調書でやるわけでしょう。それで設計調書に基づいて請求が上がってきているのではないですか。

私はそこをきちんとしないと、数量が落ちているじゃないかと、設計監理者に工事現場から数量が落ちているのではないかと、これは要らないのかと言われた時に、落ちていましたと言われる。そうすると増工ですよ。そういうことがあって、非常に弱い立場で監理しているのではないかという感じ——市もそういう立場なのではないかというふうに、私は憶測してしまうのです。これだけのことが出てくると。ごく初歩的なことですよ、設備に関しても。

その辺を今後、私はこの前も言いましたよね。何を基準としてこの数字をはじいているのかという、そこが一番問題なのです。そして、お互いが認めて、要するに設計図面があるわけです。調書は参考ですよというわけですよ。調書の数量等は参考ですよという話で一般的な入札は行われているのですよ……。

○議 長 岡村議員、簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 だからその図面を見て、どういう形でお互いがこれでならできるといふことで、請け負ってもらっているわけでありますので、私はいま少しきちんとした管理ができるような体制をとっていかなければならないと思うのですが、このたびの結末を見て、どういうふうに感じているのかひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 いろいろご指摘をいただいております。基本は当然今、岡村さんがおっしゃったことでまず始まるわけです。ただ、大原運動公園のときにもいろいろ、病院のときにも申しあげましたように、こういう建築物、しかも非常に複雑な部分でありますので、これは増減、どちらの変更が出てくることも、もうやむを得ない部分だと思っております。

そして、私どもは、それが例えば非常に華美なものであるとか、そういうことに対して綿々とそれに従ってやっているということではなくて、インターホンなんかもそういうことですが、当然必要な部分なのですね、必要な部分が欠落していた。

それはそれとして、そういう部分のいわゆる管理といいますか、総合的な責任は私にあるわけでありまして、ただ管理監督を設計業者に任しているとか、そういうこともあります。ですので、今議員がおっしゃったように、我々も反省すべきところは反省しながら、またきちんとしたことをやっていかなければならないわけでありましてけれども、言いわけとか、そういうことをするつもりでは全くありません。ありませんが、こういうことは確実に必ずどこか出てくるということだけは、皆さんご理解いただきたいと思っております。

そして我々が業者の言いなりになっているとか、そういうことではありません。現場を見ていただければおわかりと思っておりますけれども、確かに必要であった。必要であったけれども欠落していたとか、保健所の関係も含めて、それで最初はいいといっているのが、現場を見たらそうではないという指導があったと、そういう部分もあるわけですので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。今後十分注意をしながら、またやっていかなければならないと思っております。このあとまた解体部分も出てくるわけですので、これらもまたもう一度きちんと点検しながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 福祉保健部長、アースの部分について答弁をお願いします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 アースに関しては、私どもはどこに発注したか、誰の責任かということについては聞き取っておりませんので、あくまでも設計屋さんが設計したものでやってきたということでございます。ある程度の場所を想定して、そこでこれくらいの抵抗値が得られるだろうという考えに基づいて設計した内容ですけれども、先ほど申しあげましたように、実際の地中の内容、それからその部分での水分ですとか、土の構成だとか、そういったものによって微妙に違うことがあります。結果的には基準値を若干超える程度の値でしたが、これが基準を満たさないということがありましたので追加して、基準の抵抗値を得るような措置をとったということでございます。よろしく願いいたします。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 簡単に言いますが、設計上では、あるいは積算上では、未知の不確実な部分というのは、ある程度ゆとりをみるものなのです。そうしなければ全体の額は絶対つかめないのです。そして、公共単価といわれている中には多分、昨今の状況からするとかなりのゆとりがあるわけなのです。そういった中で、吸収できる部分は吸収していただくという、そういう姿勢を持たないと、増工、増工というのはこれは止まりませんよ。

そうでなかったら、もう契約したら工事見積書をいただいて、設計調書と全部すり合わせをしなければお任せできないと思っておりますよ、こんなことを繰り返していれば。ですから、私はこれをいい機会に、やはり設計責任のある部分はきちんと要求したらどうですか。姉齒みたいになってからではだめなのですよ。あるいは総合体育館みたいになってからではだめな

のですよ。やはりお互いの資質を向上するためには、そういう姿勢が必要だというふうに私は考えます。落ちていたなど、積算が間違っていたと、それで弱い立場とかそういうものではないです。相対的に見て、これでできる、できないというところで受けているわけでありますので、それを確かに設計から落ちていますよと、これは設計責任ですねというぐらいの話があって必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 当初の設計書を見て、業者の皆さん方は落札していただくわけですので、当初の設計に例えば誤りがあった、あるいは欠落していたとか、大きな部分を過大にみていたとか、そういうことは徐々に判明していくわけですから、その中で増減をきちんとやっていくと、これはもう別に何も皆さんからご批判されることはないわけであります。ただ、手順の中とか、あるいは説明の中で、なかなかご理解いただけない部分があったりということで、それは私のほうからもおわびを申し上げるところであります。

基本は、例えば今の老人ホームですけれども、我々は最終的には、やはり入居者の皆さんが安全で安心で、そして快適な暮らしをそこでしていただける。それには設計にはなかったけれどもこういうことも必要だったとか、そういうことが出てくるわけですので、そういう形でご理解いただきたい。

業界に対しても我々がそう甘いということは私はないと思っておりますが、それらもう一度きちんと、財政といいますか契約係のほうとも協議をしながら、我々が全く、全てのことを全部私たちが受け入れなければならないということではないわけでありますので、そういうこともきちんとしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で専決処分した事件の報告について（養魚改第1号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事請負契約の変更について）、専決処分した事件の報告について（養魚改第2号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（電気設備）工事請負契約の変更について）、専決処分した事件の報告について（養魚改第3号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（機械設備）工事請負契約の変更について）、以上の3件の報告を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を11時35分といたします。

〔午前11時18分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前11時35分〕

○議 長 日程第9、第97号議案 新潟県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第97号議案 新潟県市町村総合事務組合理約の変更についてご説



明を申し上げます。新潟県市町村総合事務組合は、当市を含む 30 の市町村、21 の一部事務組合及び 1 つの広域連合の計 52 の団体で構成されております一部事務組合でありまして、地方自治法の規定に基づく組合、市町村等の職員の退職手当、地方公務員法の規定に基づく公平委員会や、職員の採用試験、研修など 16 の事務を共同処理しております。

組合規約の変更につきましては、地方自治法第 290 条で定める議会の議決を要する協議であるため、本定例会でのご同意をお願いするものであります。

本案は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、教育委員会委員長と教育長が一本化されたことによるものと、「地方公務員法の一部を改正する法律」の施行に伴う引用条項の修正、そして新発田市の共同処理事務への加入により、組合規約の変更を行うものでございます。

改正の内容につきましては、3 ページ新旧対照表でご説明を申し上げます。選挙管理委員会を定める第 12 条において、現行の下線部分「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改め、別表第 2（第 3 条関係）の共同処理する事務の 4 の項中、「第 17 条第 4 項」を「第 17 条の 2 第 2 項」に、「採用及び昇任試験」を「採用試験及び同法第 21 条の 4 第 1 項に規定する昇任試験」に改め、同表 6 の項中、「小千谷市」を「新発田市、小千谷市」に改め、同表 7 の項中「三条市」の次に「、新発田市」を加える改正でございます。

議案 1 ページに戻っていただきまして、組合規約の一部を変更する規約は、今ほど説明申し上げました内容でございます。

附則といたしまして、本規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行させていただきたいものでございます。説明は以上ですが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 97 号議案 新潟県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は原案のとおり可決いたしました。

○議 長 日程第 10、第 99 号議案 南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正についてを議題といたします。この付議事件につきましては、12 月 1 日の議会運営委員会におきまして、委員会付託とすることで決定されております。運用内規にありますとおり、質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の人に質問の機会を譲るようお願いいたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　それでは、第 99 号議案 南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。今後の大幅な人口減少と、急速な少子化・高齢化が見込まれる中、地方都市と周辺地域を含む圏域で、生活に必要な機能を確保する広域圏を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にも、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することを目的として、定住自立圏を形成するため 9 月 29 日に当市も県内 6 番目の定住自立圏中心市宣言を行いました。

今後、定住自立圏を構成する 2 市 1 町として魚沼市、湯沢町とともに、市・町の枠を超えた広域的な取り組み、行政と民間の連携や役割分担を通じて、それぞれの持つ強さを生かし、弱みを補完し合いながら圏域全体の活性化を進めてまいります。この定住自立圏を形成するためには、関係市町それぞれとの「定住自立圏形成協定」の締結が必要であり、「総務省定住自立圏構想推進要綱」において、定住自立圏形成協定の締結・変更は、地方自治法第 96 条第 2 項に基づく議会の議決を経たものであるとされていることから、「南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例」の一部改正をお願いしたいものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。議案 3 ページをごらんください。第 2 条の議決すべき事件は、現行では「基本構想の策定、変更又は廃止」と定められておりますが、新たに「定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止」を追加するもので、現行の第 2 条を全部改正し、「基本構想（市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。）の策定、変更又は廃止」を第 1 号とし、「定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止」を第 2 号として定めるものであります。

議案 1 ページに戻っていただきまして、改正条例につきましては今ほど説明申し上げた内容でございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行させていただきたいものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　議会議決すべき事件を定めるということでありますけれども、例えば 1 番の基本構想とも比べましても、要するに南魚沼市の存在そのものといえますか、それについての議案については、予算について議会が議決をするばかりではなくて、その方向性についても議会議決をするべきものだというふうに理解をしているわけでありますが、今後、定住自立圏構想以外にも恐らく大きな意味での、広域での部分が出てくるかというふうに思っております。現時点では執行部側とすると、今後議会議決すべき事件として想定をされている、そういうようなものがあるとしたらどういうものか。なければならないで結構ですけども、ちょっとお答えいただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 現時点で想定されている議決を要する事件というのは、現在では持ち合わせではありません。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今、現政権のほうは地方創生ということで、いろいろな部分をもってくるわけでありまして。そうすると、この地方創生にかかる部分で、例えば定住自立圏自体が地方創生にどれだけかかるのかわかりませんが、そういう方向性で新たな、国のほうでこういうものを決めなさいということが出てくるかなと思っております。そこら辺の情報については、速やかに議会のほうにある程度知らせていただいて、ではこの部分については議会議決をすべきだということを、多分担当の総務文教委員会でされるものだというふうに思っておりますけれども、そういう理解でよろしいか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 国の動向には注視をしていきまして、情報の収集に努め、変更、あるいは大きな市の流れを変えるような事件につきましては報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 99 号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議 長 日程第 11、第 112 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。本案につきまして提案理由の説明をお願いします。

市長。

○市 長 第 112 号議案につきまして提案理由を申し上げます。この主な内容といたしまして、歳出では一般職員の月例給、あるいは共済費等の精査によりまして、職員費 7,000 万円を減額いたしました。

企画費では私立保育園建設事業でふるさと融資貸付金の借り入れ申し込みがあったことから、貸付金 3,400 万円を計上し、また、9 月からふるさと納税寄附金の新たなコースとして開始しておりました「国際大学応援と交流の推進コース」について、寄附をいただいた額の 90%を国際大学の留学生支援、あるいは環境整備を目的とした補助金として 1,875 万円を計上したところであります。

心身障がい福祉費では、今後見込まれます介護給付費を主なものとして、自立支援事業費 4,104 万円を増額、児童福祉施設費では、各保育園の委託料の精査によりまして、公設民営保育園委託事業費 1,142 万円を減額、私立保育園委託事業費 1,205 万円を増額いたしました。

農業振興費では、規模拡大に伴い新規採択となりました事業への補助金を主なものとして、農業振興対策補助事業費 2,808 万円を増額、農地費では、県の内示変更によりまして事業費精

査、あるいは事業の前倒し実施によりまして土地改良事業費 2,167 万円を減額したところがあります。

商工業振興費では、田崎新堀新田工業団地に隣接いたします企業進出予定地及び未利用地の排水対策の事業費として、企業立地促進事業費に 4,710 万円を計上いたしました。

道路橋りょう費では、交付金事業の調整によりまして、維持補修事業費に 2,386 万円、消融雪施設維持管理事業費には、今後の修繕費等を含め見込み、1,580 万円を増額したところがあります。

歳入では普通交付税の当初見込み額との差額 4 億 9,026 万円を増額し、4 億 9,000 万円を財政調整基金繰入金から減額したところです。

障がい者自立支援給付費国庫負担金では、介護給付費の増から 1,927 万円増額いたしました。

また、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型の上乗せによりまして 1,396 万円、道路橋りょう維持修繕事業費の増により、社会資本整備総合交付金 1,180 万円を増額いたしました。

農地中間管理事業活用型の経営発展支援事業県補助金では、歳出と同額の 2,500 万円を計上いたしました。

ふるさと納税寄附金では、「国際大学応援と交流の推進コース」への寄附を主なものといたしまして 2,263 万円を計上したところがあります。

開発行為関連事業負担金は、企業立地促進事業費の進出企業負担分として 2,507 万円、市債ではふるさと融資貸付金として、地域総合整備資金貸付事業債 3,400 万円を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 3,482 万 4,000 円を追加し、総額を 356 億 226 万 7,000 円としたいものであります。詳細につきましては総務部長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 それでは昼食のため休憩といたします。昼食後の再開は 13 時 10 分といたします。

[午前 11 時 49 分]

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

[午後 1 時 10 分]

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、第 112 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号）につきましてご説明申し上げます。

最初に、歳入・歳出予算の補正内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので 12、3 ページからお願いをいたします。

2 の歳入からご説明申し上げます。9 款地方交付税は、説明欄、普通交付税 4 億 9,026 万円の追加計上であります。これは、予算額と交付決定額の差額であり、当初予算では歳出額

に対して安全率により減額していることと、交付税算定項目の「人口減少等特別対策事業費」について算定時の情報が少なかったことにより、その差額が大きかったこと、などによるものでございます。

2 段目、11 款分担金及び負担金 1 項 2 目 1 節道路橋りょう費分担金の融雪施設補修費分担金は、ハツカ石 6 号線の 208 号井戸修繕工事によるものでございます。

3 段目、13 款国庫支出金 1 項 1 目民生費 1 節社会福祉費国庫負担金では、障がい者自立支援給付費国庫負担金 1,927 万円の増、歳出での心身障がい福祉費の自立支援事業費の補装具と介護給付費の増額によるもので、過年度生活保護費国庫負担金精算交付金は、前年度の医療費扶助費と、介護扶助費等国庫負担金の精算によるものであります。3 行目、障がい者医療費国庫負担金の増は、12 月以降の支出見込み額の増額に伴うものであります。

次の欄、2 節児童福祉費の施設型給付費国庫負担金 602 万円の増は、私立保育園の運営費増額に伴うものであります。

4 段目、2 項国庫補助金 1 目 1 節総務管理費の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（上乘せタイプ I）の 1,396 万円は、交付決定による増額でございます。

2 番目の欄、2 目民生費 1 節社会福祉費の地域生活支援事業等国庫補助金 351 万円の減額は、補助金の減額内示によるものであります。

その下、2 節児童福祉費の、放課後児童健全育成事業費等国庫補助金 2,355 万円は、浦佐認定こども園から移設する大空クラブと、増築する北辰クラブの施設整備費補助金で、今まで国の分もあわせて県から交付されていたものが、国、県別々の交付となったことにより、14 款の県補助金から振りかえるものであります。

3 番目の欄、4 目土木費 1 節道路橋りょう費国庫補助金の社会資本整備総合交付金 1,180 万円は、交付金事業の県内他市町村とのパッケージ間の調整による、道路橋りょう修繕事業費への追加であります。

最下段、14 款県支出金 1 項 1 目民生費 1 節社会福祉費の障がい者自立支援給付費県負担金 963 万円は、国庫負担金同様、歳出の増に伴うもので、4 分の 1 の県負担分でございます。

次のページ 14、15 ページ、上段 1 行目、障がい者医療費県負担金も、同様に県負担分 4 分の 1 の増額計上であります。

次の欄、2 節児童福祉費 施設型給付費県負担金 301 万円は、私立保育園運営費の増額分に伴うものであります。

2 段目、2 項県補助金 1 目 1 節総務管理費の通話録音装置普及促進事業県補助金 40 万円は、架空請求詐欺等、特殊詐欺防止のための録音装置設置事業に対する補助金であります。県内全市町村取組予定で 40 台分の割り当てであります。

次の欄、2 目民生費 1 節社会福祉費の地域生活支援事業等県補助金 175 万円の減額は、国庫補助金の減額内示に伴う県補助金の減額であります。

その下、2 節児童福祉費の放課後児童健全育成事業費等補助金は、国庫補助金のところで

申し上げましたが、国、県、別々の交付となったことによる国庫補助金への振替による減額であります。

4目1節労働費 新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金 595 万円の減額は、歳出による実績見込みの減額に伴うものでございます。

5目農林水産事業費 1節農業費の最初の行、地籍調査事業補助金は、交付額決定に伴う当初要望額との差額 307 万円の減額であります。2行目、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業補助金 2,167 万円の減額は、県補助金の内示変更によるものであります。3行目、環境保全型農業直接支払交付金は、堆肥活用による取り組み面積の増加により、交付金も増額となるものであります。次の3事業、担い手経営発展支援事業県補助金、中山間地域耕作条件改善事業県補助金、そして農地中間管理事業活用型経営発展支援事業県補助金 2,500 万円は、新規採択による計上であり、歳出も同額であります。事業概要につきましては、歳出で説明させていただきます。

3段目、3項委託金 1目2節徴税費の個人県民税に係る徴収取扱費委託金 460 万円の減額は、県民税の家屋敷課税が10月に変更になったことから、今年度のみ6月以降分が当初調定値による概算交付となり、納税義務者分の基準額が減少することによるものであります。

その下、4節統計調査費の経済センサス交付金は、交付額の決定により13万円の増額であります。

最下段、16款寄附金、1項1目1節の一般寄附金は、10月末までの分であります。ごらんの2名の方から12万6,000円を頂戴いたしました。

次のページ16、17ページ上段、2節ふるさと納税寄附金は、同じく10月末分までで合計2,263万7,000円のご寄附をいただきました。このうち、「国際大学応援と交流の推進コース」への申し込みが20件、2,084万2,000円となっており、9割分を国際大学支援補助金とするものであります。

2段目、17款繰入金 2項1目1節財政調整基金繰入金は、当初繰入額6億4,000万円のうち、4億9,000万円を減額するものであります。

その下、2目1節合併振興基金繰入金は、観光振興事業への地方創生交付金の財源充当組み替えの関係で530万円減額するものです。

3目1節国際交流及び文化・スポーツ基金繰入金は、中学生海外派遣研修事業委託料への「上乘せタイプ1交付金」の充当による804万円の減額であります。

4目1節市民の文化・スポーツ奨励棚村基金繰入金は、国体等出場奨励金の不足により70万円を増額するものであります。

3段目、19款諸収入 4項3目1節農業費受託事業収入の農地中間管理事業受託収入 21万円の増額は、農地中間管理事業支援システム稼働による、データ作成作業業務委託費の追加に伴うものであります。

最下段、5項3目2節民生雑入の新潟県後期高齢者医療広域連合負担金精算返還金 208万円は、平成25年度分の国保連合会からの余剰金の返還金であります。

その下の欄、6節商工雑入の放送コンテンツ等海外展開支援事業費補助金 265 万円は、日本経済団体連合会関係組織の映像産業振興機構からの補助金で、新規採択による計上であります。事業概要につきましては、歳出のほうで説明をさせていただきます。その下、開発行為関連事業負担金 2,507 万円は、田崎・新堀新田工業団地の隣接地に進出する企業に対する、排水路敷設工事に係る負担金であります。

最後の欄、7節土木雑入の地域公共交通調査事業費精算金 145 万円の減額は、公共交通マップ印刷分を、平成 26 年度補正の地方創生交付金の対象としたことによる減額であります。

18、19 ページをお願いいたします。20 款市債 1 項 8 目 5 節地域総合整備資金貸付事業債 3,400 万円は、長慶福社会へのたんぽぽ保育園建設に係る、ふるさと融資貸付金であります。以上が歳入の補正内容であります。

めくっていただきまして 20、21 ページをお願いいたします。事項別明細の 3 歳出につきましてご説明申し上げます。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、説明欄丸、行政共通事務費は、それぞれ不足が見込まれるための増額であります。職員旅費は医療再編や地方創生、C C R C 関連の旅費が新たに発生したことなどにより、消耗品費は歳入で説明いたしました特殊詐欺防止のための新規補助金による通話録音装置の購入と、直営印刷の増加による印刷機インク代の増額、有料道路通行料は割引制度縮小の影響によるもので、コピー機使用料は国勢調査・地方創生・C C R C ・市立六日町病院、中央公民館への地域コミ事務局の設置など増額決算見込みによるものでございます。

2 番目の丸、職員費の減額 7,000 万円は、人事異動に伴う一般職給料及び共済費の精査によるものであります。

次の欄、3 目電算対策事業費、説明欄丸、総合行政システム事業費 228 万円の消耗品費は、個人番号の本人確認書類収集用デジタルカメラの購入費、総合行政システム保守業務委託料は、個人番号カード発行時の顔認証システムの導入委託と、自治体中間サーバー接続端末導入委託料の増額であります。

次の欄、4 目車両集中管理費、説明欄丸、車両管理一般経費 900 万円は、消耗品費においてはノーマル及びスタッドレスタイヤともに、タイヤの寿命による更新が多かったことなどによります。修繕料では、バスをはじめ平均使用年数の上昇により、車検時の整備費が伸びたことと、予算が控えめだったことなどによるものであります。

6 目財産管理費、説明欄丸、庁舎管理費 140 万円は、A E D 交換用キットやレジオネラ菌対応水処理剤の購入等、数年周期の高額な物品の購入があったことによる消耗品費の増額と、本庁舎ホールのトップライトのガラス修繕のための修繕料の増額であります。

7 目企画費、説明欄丸、企画一般経費のふるさと融資貸付金（保育園建設事業）3,400 万円は、長慶福社会への保育園建設事業貸付金であります。

2 番目の丸、企画補助・負担金事業 1,875 万円は、ふるさと納税寄附金の「国際大学応援と交流の推進コース」に対しての 90%分の国際大学支援補助金であります。

総務管理費、最後の欄、9目バス運行対策費、説明欄丸、公共交通確保維持改善調査事業費 291 万円の減額は、当初予定していた公共交通バスマップ作成印刷費を、平成 26 年度補正予算の地方創生先行型交付金の対象としたことによるものであります。

一番下の段、3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄丸、戸籍住基システム管理費の戸籍総合システムブックレス保守委託料は、平成 26 年度に導入した本人通知管理システム稼働に伴う保守委託料の増額。次の丸、証明書コンビニ交付事業費は、個人番号カードの交付を円滑に行うため、市民係及び両市民センターへ臨時職員を配置するための臨時職員賃金の増額であります。

22、23 ページをお願いいたします。2 段目の表、5 項 1 目統計調査総務費、説明欄丸、各種統計調査費 13 万円は、平成 28 年度経済センサス活動調査準備経費市町村交付金の交付決定による調査費用の消耗品費の増額であります。

3 段目の表、3 款民生費 1 項 1 目社会福祉費 社会福祉総務費、説明欄丸、国民健康保険対策費（特別会計繰出金）230 万円は、人事異動に伴う決算見込不足額の人事費の増額であります。

2 番目の欄、2 目心身障がい福祉費、説明欄丸、心身障がい者助成事業費は、10 月からの市民バス有料化と、新規利用者の増による施設通所交通費助成費の増額であります。2 番目の丸、自立支援事業費 4,104 万円は、介護給付費等支払事務委託料は委託件数の増加に伴うもので、更正医療給付費は透析患者が増えたことによるもの、補装具給付費は単価の高い補装具の給付が増えたことにより、介護給付費（者）はサービス支給量が当初見込より増えたため、育成医療給付費は治療者の人数が増えたことによるものであります。

3 番目の丸、障がい者地域生活支援事業費 244 万円は、総合支援学校内の日中一時支援事業所「まかろん」館内の入り口引き戸改修のための施設改修工事費の増、自動車改造件数の増加による社会参加促進費の増、対象者が増えたことによる日常生活用具給付費の増額によるものであります。

3 番目の欄、3 目老人福祉費、説明欄丸、介護保険対策費（特別会計繰出金）37 万円の減は、人事異動による人件費の減であります。

一番下の欄、8 目老人ホーム魚沼荘管理運営費、説明欄丸、魚沼荘施設管理運営費 340 万円は、全棟竣工によりオール電化となり、予測が難しかった光熱水費（電気）について、決算見込みとの不足分 300 万円を増額するものであります。外部サービス利用者支弁費は、要介護者の増加によりデイサービス等の介護サービス利用料が増加したための増額であります。

24、25 ページをお願いいたします。2 項児童福祉費、2 目児童措置費、説明欄丸、児童手当支給事業費は、平成 22 年度、旧児童手当及び平成 22 年度と 23 年度の子ども手当の国・県補助金返還金であります。

次の欄、3 目児童福祉施設費、説明欄最初の丸、公設民営保育園委託事業費 1,142 万円の減額は、公設民営 3 保育園の指定管理委託料について、児童数の変動や基準の変更等による当初算定額と決算見込み額との差額調整と、延長保育等特別保育事業等補助金の精査による



ものであります。次の丸、私立保育園委託事業費 1,205 万円は、同様に私立野の百合保育園児童保育委託料に係る、決算見込み額との調整によるものであります。3番目の丸、保育園等施設整備事業費 48 万円は、平成 28 年度に実施する大木六保育園の解体撤去工事及び仮設保育室設置工事の実施設計業務委託料であります。

2 段目の表、3 項 1 目生活保護総務費、説明欄丸、生活保護一般経費 489 万円は、前年度まで生活・医療・介護の 3 扶助費を全体で精算していたものが、それぞれごとに精算することとなり、9 月での補正額をそれぞれごとに区分したことによる、過年度国県補助金等返還金不足分の計上であります。

一番下の段、4 款衛生費 1 項 4 目医療等対策費、説明欄丸、病院事業対策費（特別会計繰出金）720 万円は、城内診療所特別会計への繰出金であります。

26、27 ページをお願いします。衛生費 2 項 1 目環境衛生費、説明欄丸、新エネルギー等普及促進事業費 720 万円の減額は、平成 26 年度地方創生の補正による太陽光発電システム設置費補助金の重複計上分の減額であります。

2 段目の表、3 項清掃費 3 目し尿塵芥処理施設費、説明欄丸、し尿等処理施設運営費は、農業基盤整備促進事業補助金による島新田第 2 地区排水路工事で、工事用道路の幅が狭いため大型土のうを設置し、敷き鉄板の枚数が増えたことによる地元対策費としての修繕工事費負担金であります。

3 段目の表、5 款労働費 1 項 2 目雇用創出事業費、説明欄丸、雇用創出事業費 595 万円の減額は、新潟県緊急雇用創出事業における「地域人づくり事業委託料」の建設業への若者入職促進事業において、1 名が退職したことによる実績見込みによる減額であります。

一番下の段、6 款農林水産業費 1 項 2 目農業振興費、説明欄最初の丸、農業振興対策補助事業費 2,808 万円は、新規採択の 3 つの補助事業を計上するものであります。担い手経営発展支援事業補助金は、農業経営の法人化支援事業として設立 1 法人につき 40 万円を交付するもので、4 法人 160 万円の計上であります。中山間地域耕作条件改善事業補助金は、中山間地の耕作条件の改善により農地の集積、集約化を促進させる事業で 148 万円の計上です。農地中間管理事業活用型経営発展支援事業補助金は、農地中間管理事業を活用し、規模を拡大するために必要な機械、施設の整備を補助する事業で 2,500 万円の追加計上であります。

2 番目の丸、環境保全型農業直接支援対策事業費は、堆肥の活用を図る環境保全型農業への取り組み面積の増加により、環境保全型農業直接支払交付金 211 万円の増額であります。

一番下の丸、農地中間管理事業費は、農地中間管理機構からの追加交付により、農地中間管理事業支援システム稼働のためのデータ作成業務委託費として、各種業務委託料 21 万円の計上であります。

一番下の欄、4 目農地費は次のページ 28、29 ページをお願いします。上段説明欄丸、土地改良事業費 2,126 万円の減額は、農産漁村活性化プロジェクト交付金における事業費の減や、平成 26 年度補正予算による前倒しと、県営調査事業負担金のプロジェクト交付金への組み替え等、県の内示額変更に合わせて事業費の精査によるものであります。

2段目の表、2項1目林業振興費は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（上乘せタイプⅠ）の交付決定に伴う増額により、南魚沼産材で家づくり事業費への充当による財源内訳の変更であります。

次の段、7款商工費 1項1目商工業振興費、説明欄最初の丸、商工業振興一般経費54万円は、大和庁舎の改修により新たに設置を予定しております、ITパークへの進出希望者に対してのPR用パンフレット印刷製本費と、WEBサイトを作成するためのホームページ作成委託料の計上であります。

2番目の丸、企業立地促進事業費4,710万円は、歳入の開発行為関連事業負担金で少し触れましたが、田崎・新堀新田工業団地に隣接する企業進出予定地と隣の未利用地の排水対策として、測量設計等委託料と排水路布設工事費の計上であります。

3番目の丸、地域振興補助事業費55万円は、しおざわ雪譜まつりにおける、雪歌舞伎開催のための費用への一部助成としての、市民まつり・産業まつり等負担金の増額であります。

商工費 下の欄、2目観光振興費、説明欄最初の丸、観光振興事業費285万円の減額は、経済発展が著しい南アジアのインド・スリランカ両国のマスコミや観光業者をターゲットに、南魚沼市の自然景観やスキーを中心に観光誘客PRを図るとともに、南魚沼産コシヒカリや日本酒等の食材の魅力を伝えるため、来年の1月29日から31日に、インド、デリー市内で開催予定のインド旅行博出店のための、ここで放送コンテンツ等海外展開支援事業費補助金を受けての、各種業務委託料429万円の増額です。そのほか平成26年度補正予算での地方創生先行型交付金による、重複計上分の観光事業補助金715万円の減額によるものであります。

一番下の丸、観光施設維持管理費は、上の原にあるFIVB体育館の玄関から市道までの除雪業務委託料の計上であります。昨年度まで、県の相互乗入による「市道小栗山滝ノ沢線」除雪の際に、一緒に体育館の玄関まで除雪をしてもらっておりましたが、除雪路線の見直しにより、今年度からできなくなったことによるものであります。

30、31ページをお願いします。8款土木費 2項2目道路橋りょう維持管理費、説明欄最初の丸、道路橋りょう維持補修事業費2,386万円は、交付金事業の県によるパッケージ間の調整があり、道路ストックの更新事業の配分を受けたため、道路橋りょう修繕工事費を増額するものであります。2番目の丸、交通安全交付金事業費100万円は、六日町バイパス付けかえ道路の不要標識等の撤去、道路交通危険箇所へのゼブラゾーン等の設置のための、交通安全施設工事費の増額であります。

次の欄、3目道路橋りょう除雪事業費、説明欄最初の丸、機械除雪費の除雪車修繕料400万円は、計画的に更新を行っておりますロータリー除雪車ですが、年式の古い除雪車の1台当たりの修繕料が高額になってきており、既に例年より支出が多くなっているため、シーズン中の修繕に対応するための増額であります。

2番目の丸、消融雪施設維持管理事業費1,580万円は、予定していなかった市道消雪井戸のケーシングの崩壊や、湧水による補水工事、老朽化したポンプ・揚水管の交換等、改修工事を行うための修繕工事費の増額と、雪寒事業のメインパイプと鑿井工事費が不足するため、

交付金事業の組み替えによる消融雪施設工事費の増額であります。

3番目の丸、除雪機械整備事業費 900 万円の減額は、交付金事業の雪寒消パイ工事費等に充当するため、除雪車購入費の不要残を減額し、交付金事業の予算組み替えを行うものであります。

2段目の表、4項2目都市計画事業費、説明欄丸、公共下水道事業対策費（特別会計繰出金）288万円の減額は、公共下水道事業費の人員費の調整によるものであります。

次の表、5項住宅費 1目住環境整備事業費、説明欄丸、市営住宅管理費 160万円は、西泉田住宅1号棟3階の、今年9月に退去した部屋の修繕料の増額であります。36年間の長期間住居により経年劣化による痛みが激しく、今後入居者募集を行うための最低限の修繕を行うものであります。

一番下の段、6項1目国土調査事業費 235万円の減額は、係員の減員と、研修会開催場所の変更等による職員旅費の減額。消耗品費と、次のページ30、31ページの燃料費、地籍調査事業委託料は、補助対象事業費の割り当て減に伴う実施項目の見直し等による減額であります。

2段目の表、10款教育費 1項1目教育委員会費、説明欄丸、教育委員会一般経費は、ふるさと納税寄附金における「国際大学応援と交流の推進コース」への10%分208万円を、国際交流及び文化・スポーツ基金に積み立てるものであります。

次の表、3項1目中学校教育運営費、説明欄丸、中学校管理費一般経費は、100万円は、中学校の暖房機の故障などにより修繕料がかさみ、例年の実績から暖房機や照明等、今後の修繕料の不足分見込み分の増額であります。

4段目の表、6項社会教育費 4目文化行政費、説明欄丸、市民の文化・スポーツ奨励棚村基金運営事業費は、例年に比べ国体等出場推奨金の支出が多く、今後の不足が見込まれるため、70万円の増額であります。

一番下の表、7項1目保健体育総務費、説明欄丸、保健体育補助・負担金事業の各種団体補助金30万円は、「スペシャルオリンピックス i n 南魚沼市大会を応援する会」に市からの補助金30万円を交付するものであります。

34、35ページをお願いします。14款予備費は、歳入歳出の収支を調整するための計上108万円であります。以上が、歳出の補正内容であります。

なお、9月定例会報告以降の予備費充用額につきましては、3件で137万円ほどであります。内容につきましては、魚沼サンティックスクールと総合支援学校の案内看板を一緒に取りつけてある支柱が、台風15号により傾いてしまったための撤去費用として34万円、坂戸城跡整備事業の立木伐採等業務委託において、予算措置額が買い取り木材や史跡保護の関係で、過少見積もりであったための増額63万円、まちづくり会社に係る損害賠償請求事件の着手及び成功報酬の不足分39万円であります。

戻っていただきまして7ページをお願いします。第2表、繰越明許費であります。7款1項商工費の企業立地促進事業費につきましては、歳出で説明をさせていただきました田崎・新

堀新田工業団地隣接地への企業進出計画に伴う排水路敷設について、新年度早々の着工工事とするため、測量設計等委託料と工事費を繰越明許費として計上するものであります。

次のページ、8ページは第3表、地方債補正であります。2款総務費 企画一般経費の保育園建設事業におけるふるさと融資貸付金により、表の下から2番目の欄、地域総合整備資金貸付事業債3,400万円を新規に追加し、補正後の限度額合計を51億6,370万円としたいものであります。

1ページに戻っていただきまして、一般会計補正予算（第6号）は、これまでご説明申し上げました内容によりまして、歳入歳出それぞれ1億3,842万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356億226万7,000円とさせていただきたいものでございます。

以上で、第112号議案の詳細説明を終わります。

○議長 質疑を行います。なお、質疑についてはページ数の指定をお願いいたします。あわせて簡潔に質疑いただきますようお願い申し上げます。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2点になるか3点になるかですけれども、15ページです。2段目の四角の中の通話録音装置普及促進事業県補助金で、架空詐欺防止対策のための40台の録音機ということですが、この40台は中途半端でもないんですけれども、どのような形でこの40台が使われるのか、どこに設置するのか。高齢者のところの希望とか申請とかそういうのがあるのかというところの、ちょっと詳細をお知らせいただきたいというふうに思います。

そのページのもうちょっと下のほうに、県の緊急雇用創出事業の臨時特例基金事業補助金がありますけれども、この関係は歳出のほうで予定した建設関係の方の退職による事業の残の決算見込みというようなことで、この部分だけを見ると致し方ないのかなというような気もするのです。けれども、実はこの緊急雇用、県の基金の事業補助金、平成26年度にも3月の一番、最後の決算で大幅に残を出して、せっかくの補助がちょっともったいないという印象を受けたのですが、どうもこの一番大事な雇用の関係のところもうまくいっていないような気がします。何かいい方法はないかというか、せっかくなので余らせないでうまく雇用に結びつけるような方法はないかというところをちょっと聞いてみたいと思います。

もう1点ですけれども、23ページの魚沼荘の管理運営費です。電気料が300万円増になっています。これは聞きまして、オール電化になるのでその見込みで不足分を、ということがありました。合計で多分900万円ぐらいになるのですけれども、じゃあ電気料がこれだけ増えれば、どこかの光熱費関係の電気ですらう部分が、オール電化がどの程度の範囲にするかわかりませんが、何か減るのでしょう。そこら辺の減りのところの中身というかを教えていただきたい点と、ここで300万円を年間900万円になると、今度、年間を通しての光熱費の電気の関係が相当な金額になるんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺の見込みもわかりましたらあわせてお願いしたいと思います。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 最初のご質問の通話録音装置普及促進事業の補助金でございますけれども、こちらについての詳細の部分は、まだごくごく全て固まっておりません。県のほうから上限で示された金額は40万円ということで、通話録音装置が市販されているものは、ほぼ1台1万円前後というような中で、補助事業としては機器の購入、無償貸与の機器購入の補助、あるいはそれぞれの皆さんが個別に購入する一部補助という形が認められているのですが、当市としては一応、今の段階では現物を市が購入して、無償貸与という方向で考えております。

ただ、台数のごく限られておりますので、じゃあどういふ方々にとりう部分は非常に難しい部分です。今の考え方でいへば高齢者のみの世帯というう形が、最も適切ではないかなと思われますが、これにしても数に比較して台数が非常に少ないという形になりますので、この辺については福祉課等の関係課と協議した上で、ちょっと詳細を詰めていきたいというふうに考えているのが現状でございます。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 緊急雇用の件でございます。この緊急雇用の事業につきましては、平成26年度で一応終了と。平成26年度中に採択になった事業については、1年間だけ継続できるということで、平成27年度も継続してやっている事業は、1年たつまでは事業ができるということでやっていたわけですが、先ほどの説明の中にあつたように、建設業の若者の定住という部分でやっていたのですが、1名の方が残念ながら継続できなかったといううことで、なかなかそのほかのほうへ振りかえるという形にはできないものですから、あとはほかの事業の確定見込みというう形での減額となっております。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 魚沼荘の光熱費の関係でございますが、ご指摘のうように電気料が、オール電化になったことによつて増える。これが11月から全館使用です。途中で一部使用開始があつたものから、若干、はかり切れないところもありますけれども、これまで電気料と燃料費あわせて暖房・冷房等に用つてきた経費が、1,200万円前後ということになっております。当然、オール電化ですので、今まで暖房で用つていたボイラーに使用する灯油等が減少してくるわけですが、その中には厳密には厨房等にかかるガス代等が含まれております。これが完成したことによつて厨房のほうは民間委託になりますので、今後ガス代の使用料が明確になってくると思ひますけれども、総体的には、私どもも想定としてはこの年間の1,200万円程度で納められればというふうに考えております。

ただ、燃料費につきましては、まだちょっと未確定な部分がありますので、この辺の精査はまたもうちょっと経過してからということになります。議員がおっしゃるうように電気料は、これで当初と合わせて900万円ぐらいですので、1,000万円前後で抑えられればというふうに考えております。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 25ページの生活保護の一般経費、ちょっとこれの説明が全然わからなかつ

たのですけれども、それと同時に、警察のほうに告訴したという新聞騒動がありましたよね。非常に頑張った結果だなという思いがあるのです。こういうふうなのをしっかりと不正を見逃さないようにして、どういうふうにしているのか。要はやっぱああいう事例があると、ほかの人たちも不正はしちやいけないというふうに思うわけですよね。そこのところをしっかりと今後もやってほしいなという思いがあるんですが、そこをよろしくお願ひしたいのと。

あと、17 ページ、一番上のふるさと納税について、昨年のもうこの時点で越えたのかと思うのですけれども、増えて非常によかったなという反面、それこそ議会のほうで請願の採択をしていった中で、その請願で、ふるさと納税の返礼品のほうはやりませんよというふうになったわけですが、返礼品をやればもっと集まったんじゃないのかなというふな思いがあるのです。そこは紙をもらいましたけれども、わかったようなわからないようなことがあるんですが、そこのところも答えていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税の件ですけれども、皆さんに当初から申し上げましたとおり、ことしはスペシャルオリンピックスの件がありまして、そこには返礼品をもう出さないということで新潟市と話をしながら、今年度が始まったわけでありまして。ですので、少なくとも今年度は全くしませんよということは皆さんに申し上げておりました。そこにその請願が出てまいりまして、いろいろ検討させていただいております。先般、皆さんも新聞でご承知かと思ひますけれども、村上市さんが大幅に増えたと。二百三十何万円だったのが二千何百万円、約 10 倍に増えたと。しかし、当初支出予定の分に、また 1,500 万円ですね、この議会で補正をするということです。ということは、その商品を買って発送をするそのお金がそれだけかかっているということですから、トータルしますとはっきりはわかりませんが、せいぜい二千何百万円のうちの、市に使えるお金というのは 200 万円から 300 万円ではないかなという思いがあります。

今回の国際大学との関係の中で、寄附金が大幅に増えております。これについても、国際大学との話の中では、当初からうちはその返戻品を出しませんと。出しておりませんから、それを承知の上でひとつお互いやりましょうということで、今、もう想定だけで 6,000 万円を超えております。全てまだ現金化したものではありませんけれども。ですので、当面の間この返戻品については、市としては取り扱わないということを決めさせていただいたところ

です。

じゃあ、返礼品を出したからどのくらい増えたかというとはわかりません。支出もどのくらいなのかわかりません。これは全くわからない。やってみなければわからないことではありますが、私はやってそう効果が出るものだとはちょっと思ひておりませんのでそれはそれとして、一応、当面、返礼品については見送らせていただくということで、先般、議長・副議長にご説明を申し上げて、一応のご理解をいただいたということだと思ひております。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 生活保護のことについてお答えします。今回、新聞等で報道された件につきましては、詳細は述べませんが、なかなか収入認定が難しいという状況があります。毎年、課税調査それから本人の収入申告等をやっていますが、詐取しようと思われる方はいろいろな手を使いまして、収入を隠すという工作を行っています。たまたま今回いろいろな調査で判明したわけですが、あえて今回、告訴という手段をとったのは、78条という方法もあったのですが、あえてこれを告訴することでいろいろな皆さんに周知をして、こういうことをするとやはり罪に問われるのだということを認識してもらって、適正な受給をしてもらいたいということでやっています。今後、収入認定が課題となってきますが、粘り強く適正に調査し実施したいというふうに考えております。以上です。

○議 長 牧野晶君。

○牧野 晶君 福祉の生活保護のほうからいきますけれども、そういうふうな考えのもとでやったというのは、非常にいいことだと思います。けれども、知っている人は知っていると思いますが、知らない人は知らない可能性があるわけです。生活保護の人が、新聞を取っているかというのと取っていないかもしれないし、テレビを見ていたかといったら見ていないかもしれない。そのところで、南魚沼市ではこういうふうにちゃんと調査をして実態を知っていますよというの、うまく伝えていくべきではないのか。生活保護受給者に対して伝えていくべきじゃないのかというふうな思いがあるんですが、そのところを考えていただければと思います。

あと、それと市長にお聞きしたいのが、返礼品に対して議長・副議長さんに納得してもらったというふうなのがあるかもしれません。10月ごろに全国の自治体に対してふるさとを、多分総務省だかが調べたのがあるわけです。それをこう見ると——うちの市のやつからいくと、やっぱり市長が議会に出したことは、当面はふるさと納税の返礼品に取り組むことは考えておりません。ただし、今後の返礼品の取り組みを全て否定するものではないですけども、ちょっとは考えますよと書いてある。けれども、国に対する調査の答えは、当市では本年8月に返礼品目の見直しを行い、返礼品……。これは違った十日町です、ごめんなさい。単純に言えば、国の調査に対しては、従前から返礼品を取り扱っていない。見直しは行ってないし、また今後、見直しを行う予定もないと言っているわけです。議会のほうでは考えている、考えているよというみたいなことを言っているけれども、実際、国に対しての調査はやりませんよと書いてあるわけです。これはどうなのかなと、私はすごく疑問に思うのですよ。これを国に出したのが10月の多分半ぐらいですよ。で、議会に出したのが11月半、1か月でこれが変わったというのか。それとも私は議会はこれくらいの回答をしておけばいいやというふうなのか。

私はもう1個どうしても言わせてほしいのがあるんです。よく市長は決議でもなんでも取ればいいのかと言うわけですよ。やってほしいんだったら、決議でもなんでも取ればいいのかという中で、決議になったわけで、請願を採択するという形になったのに、

やっついていかないというのは、どうなのかなと私は——そのこのところも答えていただきたい。

○議長 市長。

○市長 その10月の国の調査の時点では、今でも考えていませんから、考えていませんと。将来的にどうするかはわかりませんなんていうことは、国の調査にはありませんから、そのことだけです。ただ、議会からの請願の採択については、100%そこで全部これから一切なしと否定をするものではなくて、今、法人税関係のほうのふるさと納税等の何か見直しもあるとか、いろいろまだ見直しがあるということがありますので、新年度になってそういう税制的なことが確定した時点で、また考えるべきは考えていかなければならないというのが、議会に対するご答弁でありまして、全く矛盾はしておりません。

それから、決議をとれとは私は言っていません。議会で議決をしたものについて私が逆らうわけにはいかない。決議は、採択なんていくらしたってそれは別に必ずそうできますということではないわけですので、そこは間違わないでいただきたい。議決をされたものについては、私は一切、手出しができませんので、粛々とそれに従うということであります。

ただしかし、議会の皆さんが決議をしたとか、あるいは何かを採択したとか、これは強制的な部分では法的なものでもないわけですので、それは内容を精査した上でやるべきことはやりますし、やらないという方向を出すものは出さなければならない。それが私の責務だと思っています。あと、そういうことをご理解をいただきたい。決して議会をなめているとか、二枚舌でいろいろやっているということではございませんのでご理解をいただきたい。

○議長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 生活保護に関しましては、今回の告訴につきましては、担当がよく調査をして、そこに踏み込んだということで評価したいと思っております。

それから、周知につきましては、保護を受けておられる方には、定期的に訪問、または収入申告をして、その際に当然、虚偽の申告等につきましては、罰せられるというようなことではもう説明しておりますし、生活困窮の相談にみえられた方には、保護のしおり等を渡しながら、その場で適正な指導をしていますので、今後も継続していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 牧野晶君。

○牧野 晶君 これからマイナンバーも出てくるわけですから、マイナンバーであれば大体所得はわかるわけです。もう逃がさないというのは、さらに決意として出てくるわけですよ。そのこのところをお答えいただければと思います。市長、議決はと言ったか決議と言ったか、私は決議でもなんでもすればいいじゃないかっていうふうに——これに関しては言っていないですよ。ふるさと納税に対しては言っていないけれども、何かあるたびに私は市長はそういうふうと言ったような気がするのです。私が受けているのは、そういうふうに議会の意志を表示してください、と言っているというふうに私は認識していたんですが、非常に意志が固い、本当に曲げない、だから評価されている点もあるのかなと思うんです。それでも、時代の流れに乗っていくのは重要だと思います。



十日町の例を言いますけれども、十日町のほうも今、返礼品合戦になっていると回答を出しているんです。それでも乗っていかなければいけないというふうな、大まかに言えばこういうのも国に対して意見をしているわけですよ。これはやっぱり私は時代に乗るといえるか、みんながそういうふうに自治体間競争の中で、返礼品合戦、物を——市長、向こうのほうを向いていないでこっちのほうを見ていてください——物がある意味、売るとか地域の活性化のためにやっているという考えでやっているわけですから、そういうのが重要だと思いますので、そっちのほうの視点もやっていくべきだと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 申し上げますけれども、私は決議をしたからどうぞ何でも決議してください、そうしたら全部やりますよなんていうことを、一度も言ったつもりはありません。議決であります。決議とか、例えば私の意志が議会に出て、議会の皆さんがそれを否決すれば、それはもう私の意志といえども全然できないわけです。議会の皆さんが議決をしたから、あるいは採択をしたから全て執行部のほうでそれをやるかということ、それはできることと、できないことがあるわけです。これはお互いなんです。ですから、両方とも万能ではないということですね。そこを補完し合っているということでもあります。

そして、このふるさと納税につきましては、私もいろいろ識者の皆さんにも聞いてみました。先般は細川佳代子さんがおいでいただいたので、そのスペシャルオリンピックスの件で、これはもう今、予定額を突破していますけれども、こういうこともありましてどうですかと。すばらしいことですよ。返礼品を当てにして求めて寄附をするようでは、日本全体が本当に終わってしまいますよと。私は南魚沼さんのやり方が一番いいと、こういう激励もいただいている。じゃあ、これをやったから……（何事か叫ぶ者あり）やったから、ふるさと納税の返礼品の業界が潤うか。私はそうは思わないんです。例えばコシヒカリをやって、確かに1回ぐらいは出ますよ。だけれども、これはその返礼品を出した業者が、1キロ、2キロとかで大きく潤うなんていうことではほとんどないと思っているんです、私は。それがまあ、どのくらいあるかはわかりません。ですから、もっと根本的な問題が私はあるんだろうと。

これからあす、ちょっと東京へ行っているいろいろ話をしますけれども——あさってですね。例えばもっともっと別の方法で、我々の地域のふるさとの特産品を売り込む方法というのはいくらでもあるんです。そういうことを考えながらやっていくほうが、私は継続的であろうと思っています。返礼品は1回は確か当たりますね、1回は。ですけれども、2回、3回これが続くかと言われると、私は続くものではない、そういう思いがありまして、今のところはご容赦をさせていただいているところであります。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 マイナンバーの活用ですけれども、現行生活保護法29条で官公庁に対してはいろいろな報告を求めることができるという決まりになっておりますので、マイナンバー制度を活用できれば、それを大いに活用していきたいと思っております。ただ、それはあくまでも申告した内容だけですので、未申告な場合につきましては、今後いろいろな方法の検討が

必要だろうというふうに考えております。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 ちょっと重複する部分もありますけれども、別の観点からです。最初の 17 ページのこのふるさと納税ですけれども、私が心配しているのは、今ちょっと市長もしましたけれどもスペシャルオリンピックス。当初の 10 万円からまた 30 万円に今、増やしたわけで補正を組んだのですけれども、この部分というのはそれでもう予算的には大丈夫なのか。また、今後の部分、その点をどのように、にらんでいるのかということを一ポイントお聞かせいただきたいと思っております。

次に 21 ページでありますけれども、このふるさと融資貸付金、保育園の建設の件であります。詳細というか、違ったらあれですけれども、2 か月から預かるとそういうふうに聞いております。私はいろいろこの部分で、人材の確保は今どこでも難しいというふうに言われている中で、そういう部分が実際にきちんと人材確保はみえているのかどうか、この運営体制はなっているのかどうかということ、やっぱり確認をさせていただきたいと思っております。

最後に、29 ページの観光振興事業の件でございます。各種業務委託料の件でありますけれども、429 万 6,000 円ですが、インド、スリランカに 1 月 29 日から 30 日に行くと。この詳細というか、なぜこのような形で業務を委託してこのような形でやるのか。ちょっとその段取りというか、そういう順序というか、なぜこのような形でお金をこれだけ投資してやるのかという部分の、ある程度の見込みが立ってこういうふうになってきているのかと思うんですけれども、その点ちょっともうちょっと詳細をお聞かせいただきたいと思っています。

○市 長 最初のスペシャルオリンピックス、今回の 30 万円であります、あれはスペシャルオリンピックスを応援する会ですか、その会がこの間、結成されまして、その皆さん方が集めたお金を市に入れて、市からスペシャルオリンピックスのほうに応援すると、これはこれです。ですから、ふるさと納税の分ではないということ。

ふるさと納税は今、財政のほうで大体集計していますけれども、目標の 500 万円はもう突破しております。財源については心配要らないということでありますので、よろしく願いいたします。

あと、ほかの 2 件については、概要はあれですけれども、担当のほうで説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 29 ページ、観光振興事業の各種業務委託 400 万円の件でございますけれども、当初これは I T パークの関連で提案をいただいておりますところから、やはりインド、スリランカ方面へのちょっとしたその I T パークを含めた南魚沼市の観光等についても、きちんと説明をする機会を持ったほうがいいんじゃないかと。たまたま向こうのほうにインド博ということで、1 月の末から 2 月にかけてのものがございまして、国際大学の卒業生等の人脈もあるものですから、その辺で P R を、観光プロモーションをしてこようということで、

国の関係団体である機構から補助金も得られるというようなことで、今回のこの提案に至ったものでございます。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 保育園の建設に関しましては、現在 60 名規模、それで議員ご指摘のように、2 か月から受け入れていただくと。それから現在もやっている保育園では、休日保育もやっているということで、今後もそれを継続して新しい保育園でやるというお話を聞いております。

また、現在やっている保育園のあきスペースを活用して学童保育をやられるというような計画も聞いております。市としては、それをやっていただくことによって、保育の充実も図られるものとは思っておりますが、ご心配のようにやはり保育士の充足というのは課題としてあります。私どもも、この法人の設立申請があがった審査のときにお聞きしたやっぱり一番の問題は、保育士の手当ということになっておりまして、確認をしましたが、大体の数はそろっている、今後、見込みが十分あるというようなお話をいただいております。その後、しつこく聞くことはできませんでしたので、それを期待しているところですが、また随時、開園の前になって確認はしたいというふうに思っておりますが、今のところは十分、充足できるものだというふうに思っております。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 最初のふるさと納税の件は了解いたしました。予算的に大丈夫だということで安心させていただきました。

そして、今の保育園の件ですけれども、保育士の部分を心配しておりますし、やはり有資格者が大事になってくるかと思えます。公立でもなかなか難しい部分もありますので、ぜひ、指導というか話をさせていただきたいと思っております。

最後の部分はわかりました。大和庁舎のあの部分も兼ねて、挨拶がわりに行ってくると言ったら失礼ですけれども、そういう部分の中で今後やられるんだなというふうに確認をさせていただきました。せっかく、こういう部分がありますので、ぜひ、このインバウンド、このインドという部分をやはり絞った中でまた進めていただければと思っております。その部分で、私はやっぱり継続が大事だと思います。そういうところの、部長の決意のほどを、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 当然、この関係につきましては、今なかなか職員の発想だけではできない部分というのを、こういった国際大学の卒業生の皆さんからいろいろアドバイスをいただいた中で、企画をして、またその人脈等も大いに活用した中で進めていくわけです。その辺をこれからもっともっとうまく活用していけたらなというふうに思っておりますし、継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 やはり私は部長からもう少し——部長の性格ですから、多分謙虚さでそう

いう形で言ったと思うんですけれども、やはり私は結果を出すぐらいのそういうような思いでぜひ取り組んでいただきたい。やはり、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議 長 議会運営委員会でも話がありました。この議案に対する採否を決するための質疑でありますので、本人の感想とかお願ひという形の質疑にはならないようにお願ひしたいと思います。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 17 ページのふるさと納税、その他の 24 件で 2,100 万円と、今回これは国際大学にという目的のふるさと納税で、10 月までの金額です。それからまたかなりの額が入ってきて 5,000 万円以上になっているというふうな話は聞いているわけですがけれども、C C R C と何か国際大学と、この寄附との絡みがあるのかないのか。

それと、先ほど牧野議員とのことのふるさと納税ということで、細川さんの夫人はそう言われたというような話を市長はされました。けれども、この議場内でも多くの方がふるさと納税はやったほうが良いということで、議場の議決をしているわけなので、我々の重さというのもあるし、やってほしいという人も賛否両論ある中でも、賛成する人のほうが私は多いと思っています。市長がそういう答弁を申されたので私は一言それを聞いてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 国際大学へといいますか、国際大学支援を主目的にしたふるさと納税と、C C R C が直接的には特に関連はしておりません。ただ、国際大学の留学生の支援とかそういう部分の中で、何がこう C C R C やそういう事業に結びつくかということは、まだわかりませんので、全然結びつきがないとも言いませんけれども、直接今、見えている、あるいは目指しているという結びつきがあるということではありません。

それから、ふるさと納税の返礼品の可否については、私は別に一般の皆さんの採決をとったわけではありませんので、多いか少ないかはわかりません。前にも申し上げておりますように、現に市内の方が、市外、我々以外の市の返礼品目当てでふるさと納税をしている部分もありますので、そういうことをご利用なさろうという方は、やったほうが良いというかもわかりません。しかし、この今、国際大学関連のふるさと納税をしていただく方にも、全て皆さんにそれぞれお聞きしているわけです。もう、公表はしなくていい、掲載もしなくていい、何も要らない。ただ単に南魚沼と国際大学の支援のためですから、そういう余計なことは要りませんと。ですから、氏名も一切載せないでくださいと、こういう皆さんです。そういうことが本来のふるさと納税なんですね。

ですから、あまり原則は曲げないほうが私はいいんだろうと思っておりますが、時代の波の中で議会の皆さん方がずっと強くこういうことを主張し続ければ、いつか心が折れるのかもわかりません。それはわかりませんが、今のところ、ですので当面はそれを導入するつもりはありませんのでご理解いただきたいということでもあります。採決、いわゆるアンケートとかそういうことをとれば、したほうが良いという方が多いというふうに私は思っ

おります。アンケートをとればですね。私はマイノリティであります。そういうことでご理解いただきたい。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 わかりました。CCRC と関連はないとあれですけども、ことし特化してすごくとんでもない額が、ふるさと納税でその目的のためにきているわけです。当然、寄附をされる方がいるので、いちいち理由なんていうのもあれでしょうけれども、市としてはうれしい限りだとは思いますが。そういうことで何でことしだけ特別に——とんでもない額だと思えるんですけども、多分、去年の 20 倍以上ですよ。去年は多分 200 万円もいっていないと思う。とんでもない額がきていると思うんですけども、その精査とかはしているのでしょうか。返礼品については、ここでまたやってもしょうがないので、あとでまた市長室に行ってお話しますが。

○議 長 市長。

○市 長 この国際大学関連の部分については、やっぱりお互いの話の中で単年度で終わるようではなかなか難しいですよ。最低 5 年はやっぱり続けましょう。最低ですね。待遇改善、支援やそういうものが 5 年たって全部整うかということとはちょっとわかりませんが、最低 5 年ぐらいは続けていきたいということで、関係者一同、まあ目標は毎年 1 億円の 5 年間、5 億円であります。そういう目標です。ただ、わかりませんが、これは。すごく高額の方もいらっしゃるし、普通額ということは失礼ですけども、そういう方もいらっしゃる。そういう状況ですので、よろしく願いいたします。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 確認ですけども、それをふるさと納税で 5 年間、目標は市の目標でしょうけれども……。どういう意味だったのか。5 年間 1 億円ずつというのは、どういう意味だったのか、ちょっと意味がわからないので、わかるように説明してください。

○議 長 市長。

○市 長 これは国際大学の留学生の支援、あるいは施設整備的なものをみますと、大体、最低でも四、五年は続けていかないと、なかなかその本来の目的が達成できないのではないかと。しかも、単年度で、1 回で終わったということということになりますと、これはもう何のためにやったかちょっとわからない。中途半端です。ですので、そういう目標を立てて今はやっている。そういうことをご理解していただいた上で、納税者も納税していただいていることだと思っております。

ですから、ことし納税していただいた方が、来年、全然なくなるかということ、私はそうではないと思うんです。継続的にやっぱり支援をしていく、ということだと思っております。これはわかりませんが、そういう目標を我々も国際大学も一緒に立てて、そして今、地道に活動させていただいているということでもあります。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、23 ページの障がい者支援のほうで、増額になっている部分でちょっ

とお聞きをします。今回の市長所信表明の資料 24 ページにありますけれども、障がい者手帳の交付状況ですね。身体障がい者のほうが 17 名、全体で 17 名減であります。療育手帳は 9 名増と。精神障がいに至っては 19 名増と、こういうような状況も出てきているわけです。そういう部分とちょっと関連があるのかどうか。あるいは今までの方たちで療養費が必要になったということなのかちょっとお聞きをしたい。

それから 27 ページの農地中間管理機構であります。今回 45 ヘクタール分、70 件、2,500 万円の増ということで補正を組んでいるわけでありまして。T P P について大筋合意がされて、県議会のほうでも泉田知事のほうはこの批准といいますかについての態度を、あからさまには表明はしていませんけれども、多分慎重であろうという中で、中山間地域をどうするんだと。市内は圧倒的に中山間地域が多い部分でありますので、そこら辺に対して市として今回補正のほうを上げなかったのであろうと思いますが、今後、中山間地域に対する市としての支援というのは、これからどのように予算化されていくのか、ちょっとお聞きをしたい。

あと、もう 1 点は 29 ページ、企業立地であります。17 号線沿いの五日町の寺尾でありますか、あそこにあるコマツが、あそこからこの新堀の非常に広大な部分に進出をしてくるわけであります。かなり掘りまして、土もかなり盛ってきたという部分で、いったいどの程度の投資をして、どの程度の会社で、従業員のほうにはどうなのかというところが、もし、わかるのであれば教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 T P P 関連であります。ご承知のように国のほうが大体概略ですけれども、この補正で 3 兆四、五千億円の補正を組むというふうにいわれております。その中の 1 兆数千億円が T P P 関連といわれております。項目を見ますと、土地改良基盤、土地農業生産基盤の拡充とか、これが土地改良事業が主であります。これは去年平成 27 年度の予算がご承知のように大幅に減額いたしまして、これを何とかしてもらわなければとても我々のような地域では、圃場の拡大とかそういうことも含めると農地の集約化には全然結びつかないで、何の意味もなさないということで強く要請はしてきていたところでありまして、これが確か補正で 1,000 億円程度はついてくるものだと思っております。

ですので、国の補正部分の T P P 関連の部分が出た時点で、当然 3 月補正、繰り越しということになりますけれども、あわせて新年度の予算についても通年予算のほかに補正額を加えた部分を確保するということなので、今、一生懸命運動をしているところであります。ですから、これから T P P 関連については出てきますので、よろしく願いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1 点目の障がい者の関係でございますが、議員ご指摘のように十数名ということで、前年度と比べて若干伸びてはおりますが、全体的には千四、五百名でございますので、割合としてはそれほど増えてはおりません。この中で介護給付費がかなり増額になっておりますけれども、いろいろ原因はありますが、制度の浸透とその障がいの程度が上がったことによって、そういう支援が必要になったというふうな方が多くなったというふう

理解しております。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 企業立地の29ページの関係でございますけれども、当初、進出される起業さんの拠点の統合計画というものがございました。隣の魚沼市等々も含めた中でエリア設定、候補地を探していたという部分で、あそこの部分を気に入っていただいたということです。今、市内にも2店舗ほどありますし、隣の自治体のほうにもあるんですけれども、それを一応統合して、現在は26名ぐらいの従業員になるそうですけれども、これが統合後は30名程度になるかと思っています。場合によっては中越地域この近隣のほうの拠点も統合して、かなり多く的人数もそこに集約をしたいというような計画であるというふうに聞いております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 TPPについては、政府のほうもこれから大綱で作りましてやっていくというのが出てきましたが、やっぱり特定秘密保護法に関連してなかなか情報が出てこなかったという中で、市のほうとしても3月補正、新年度予算で対応をしていきたいという市長の考えを聞きましたから、非常に期待をしている部分もある。ですが、ご承知のようにことは非常にそのとれていないという部分と、質が落ちていると、1等米比率が落ちているというので、要するに15丁歩前後の中核農家の方たちが一番被害を受けているという部分もありますので、ぜひともそういう部分での対応ができるのかなというふうに期待をしておりますけれども。

障がい者については納得しました。

企業立地のコマツさんですけれども、設備投資額ですね、いったいどのぐらいの投資をなされるのか。何せ4,000万円ちょっとの部分で促進費を使ってやっているわけですから、相当の額の投資がされるんだろうと思います。その辺をちょっと教えてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 全体的な投資額等については、ちょっと私は今のこの段階では数値的なものをおさえてはおりません。約1万9,000平米ぐらいでしょうか、ということで、あそこの空き地の部分の約半分程度を使っての拠点整備ということでございまして、ゆくゆくは先ほども言いましたけれども、魚沼地域の拠点に、統合をしたいという計画でございます。数値的なものはちょっと把握しておりません。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 あそこの土地の約半分ぐらいと伺いましたけれども、今回の排水路関係にしても、残った半分のところはじゃあ手つかずのまま、そのままということで、とりあえず申請があった1万9,000平米でしょうか、この部分についての排水路だけの部分で、大体4,700万円ぐらいの予算ということですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今回の排水対策につきましては、未利用地の部分も含めて全体的な計画

の中で、あそこの部分につきましては国道 291 号線の工業団地の入り口のところが、雨が降って豪雨になったり、あるいは冬期間、結構、冠水をしましていわゆる排水対策が必要であるというような地元の要請もございました。なかなか既設の排水路に流入させるには、下流域のほう——三国川の出るほうの下流域のずっと長い延長改修等も必要になってくるというようなことで何とか、未利用地の部分も含めて、その排水対策も含めてあの部分の工事ということでやりたいというふうに考えております。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 4 点ほど簡単にお願いたします。15 ページの中ほどであります。環境保全型農業の直接支払交付金、これは堆肥の活用というふうに聞きました。今、堆肥センターでもかなりの問題を抱えているわけですが、どういうこれからの使われ方、また、評価を受けてのこういう交付金になったのか、これをひとつ聞かせてください。

2 番目ですが、今のふるさと納税の件です。市長、私この件につきましては、あるルートから、特定の教育機関を支援する意味で、高額納税者を対象にして調査をしながらふるさと納税の寄附を募っていると、こういう例を 9 月議会で紹介しました。明確に否定をされましたけれども、まさに国際大学の今の寄附のあり方、これがまさにそうであります。ルートを公表していただく必要はありませんが、どういうきっかけでこういうふるさと納税のこの多額の見込みができてきているのか。また、さっき向こう 5 年間というような見込みもありましたけれども、これはかなりやっぱり見込みがなければできない答弁ですよ。この辺の内容について、支援する立場で聞かせてください。

3 点目であります。この 23 ページの中ほど下段になりますが、この透析の患者が増えているということで、介護給付費ですか、追加になっております。国もメタボの国民を 2 割減らすというような目標を立てているわけですが、当市のこういう特定——何といいますか心配のある市民が、どの程度、国の水準に比べて存在するのか。また、これについての今の健診のあり方とかを含めまして、2 割減らすということについての具体的な方針がありましたら聞かせてください。

4 点目ですが、再三質疑に出ております 29 ページの下段、観光事業の関係でございます。IT パークの関係もあって当市から職員をはじめ関係者が行くというふうに聞いておりますが、ここにあれでしょうか。私は市長あるいはそれに次ぐ幹部クラスにやっぱり行ってほしいんです。それから現にやっぱり現地の雰囲気を見てきてほしい。また、現地の重鎮たる方々と直接、考えを交わしてほしい。それがなくなかなかこういうところへ行ってきても、誰が、民間が行こうが職員が行ってもいいんですが、市長の決断がなければならぬことがいっぱいあります。これは時代を先読みしなければならぬものですから、これについて市長の考えを伺いたい。

○議 長 市長。

○市 長 最初のふるさと納税の件であります。大学の関係、これはさっき触れましたように 5 年ぐらい継続していきたい。そういうことを話しながら勧誘しているという部分



がございます。ですので、例えば今、最高額ではお1人の方が800万円強でありますけれども、これはどっちみち納めなければならない税金なのです。ですので、自分の負担がどんどん、どんどん増えるということではないので、そういう趣旨をご理解いただけると、例えば5年でも10年でもやってくれるだろうということです。これは、どなたということも申し上げませんが、国際大学関係の方が一生懸命、寄附をしてくれる方を説得ではないですが、宣伝に努めながらやっております。

ですので、大体その方のお話ですと1億円ぐらいいは何とかなるだろうと。ただ、今、はっきりと見通せているのが、ことし分は6,000万円ぐらいいまで。触れましたようにその1割は、市のいわゆる海外研修等にも使えるわけにありますので、1億円集まれば1,000万円はもう市のために使える。

さっき、歳入で200万円、海外派遣関係のほうに確か支出があったわけですね。それが、今のふるさと納税の中の1割分を市がいただいてそちらのほうに充当していくということになりますので、市にとっても非常にありがたいということになります。

それからインド出張の件ですけれども、きのうかおととい、加瀬国際大学学長あるいはジェインさんと、それからアダムイノベーションズの社長等においでいただきまして、またいろいろお話を伺っています。ただ、この期間が10日もあるんですね。私が行ければ行きますけれども、行けないときは全権特使を派遣します、ということで申し上げております。その全権がどなたになるのか。中沢さんを指名すればいいのかちょっとわかりませんが、そういうことで、ほかに職員が4名、こういうことも含めて今、検討しているところであります。10日間というのはちょっとなかなか厳しいなという思いはありますけれども、その辺はまた調整をさせていただいて、よろしくお願いいいたします。決断はきちんとできるように、もし行けないときは、それなりのレクチャーをしながら、行っていただくというふうに思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議 長 産業振興部長

○産業振興部長 15ページの環境保全の関係、関連して歳出のほうでは27ページになるかと思っております。これにつきましては、今までは、有機肥料あるいはその堆肥を使ったそういった取り組み面積によって補助金が出るという形になっておりますが、今回はその堆肥の関係が大体3,300アールぐらいいですかを当初予定していたのですが、3倍程度、約9,000アールほど取り組み面積を広げるということで、この補助、交付金補助金事業が額が多くなったということでございまして。特に堆肥センターという部分を意識してということではありません。なお、堆肥センターのほうについては今、在庫がなくなっている、また来年に向けてという状況であるというふうに聞いております。以上です。

○議 長 福祉保健部長

○福祉保健部長 3点目の透析患者の関係と、市民の健康の関係でございまして、説明にもありましたように透析患者が増えております。特に平成27年から生活保護受給者の透析の患者が1人から4人ということで増えております。これが1例でありますけれども、市の中

でも透析を受けている方は100名程度登録されている方がいらっしゃると思います。

それはさまざまな原因があるのですけれども、やはり高血圧からくるものと糖尿病それから腎機能、塩分の摂取過多というふうな形で、これが原因となっております。幸い、新しい市民病院の院長先生、田部井先生がその辺の権威でありますし、今年度に入ってから地区で4回ほど講演会を開いていただきました。そういった意味での今後の活動といいますか事業には大変熱心な方ですので、田部井先生の考えを地域に浸透させるべく保健課それから福祉等もあわせて取り組んでいきたいと思っています。

健診の状況ですけれども、今年度、六日町地域につきましては、市民会館に統合してということでしたが、市全体としてはこの六日町地域も含めて、受診者数、受診率とも増えておりますので、これからは受診のあり方、考えを充実する中で、さらに有効な健診を考えていきたいというふうに思っています。先ほどのお話にありましたように、健診後の結果を活用したフォローが大事になってきますので、市民病院と連携した中で、有効な医療につながる指導を行っていきたいというふうに思っています。

それで、何よりも市民の皆さんから健康に関する興味を持っていただいて、自分で自分の身体を守るということが必要になってきますので、その辺の周知とともに簡単に取り組める健康増進、いわゆる医療予防といいますかメタボ予防の方策。いろいろところで、企業それから官公庁等で取り組んでいる方法があるというふうにお聞きをしていますので、安価ででき有効な方法がありましたら、それらを積極的に採用していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 堆肥については、やっぱり供給の方、今、3倍に面積を増やすという話がありましたが、この辺は本当に密接にちゃんといいあんばいにやっていかないと、途中でぎくしゃくしがちになりますから、本当に気をつけてください。

それから、2点目のメタボの関係であります。非常にいい答弁をもらいました。我が市も10月1日にスポーツ健康都市宣言をしたわけでありますから、健康のほうにも気軽に簡単に取り組める、例えばウォーキングであるとかそういうことも含めながら、市民の健康管理のほうにひとつ大いに力を入れてほしいと、そのように思います。

3点目であります。ふるさと納税。納税という形といいますか名前は使っていますが、これはもう寄附行為ですね。寄附行為をより思ったとおりにやりやすくなると、こういうことで今ふるさと納税というのが始まったわけでありますけれども、これはもう、さっき言われたとおり国際大学の関係の方を通じながら、今言ったような形の、ある意味、市と大学の協調ですか、これは私は非常に大事なことだと思っています。

それ以外に返礼品のことです。一般質問でも触れましたが、これはもう地場産業をこういう形で掘り起こして活性化するというのを、主目的に私は始めようと思っていますものから、市長のそのお考えはそれで結構です。結構ですが、そういう考えを持って、俺はもっと頑張りたいんだがな、注目されればしっかりやりたいんだがなという、地元のいろいろ

な業界の希望を私はもっともっと尊重してほしいと思っています。

それから、ITパーク、インドのほうでの派遣の件でありますけれども、10日間、全くずっぱり行ってくれなんて私どもは言っているわけではないのですよね。例えば向こうで大事な会が開けるといようなことがあったら、せいぜい3日あれば行ってこられるわけです。向こうで用事をたして。もう合併前から含めると12年こうして行政のトップで指揮をとっておられるわけですから、3日、4日市長がこの席をあけても、十分、行政はまっとうできます。むしろ、十日町の市長さんみたいにジェットロの招きもあったりして、日本で3人しか行かないというそのニューヨークへ飛んでいくような、やっぱり私は市長からそういう元気をぜひ市民にも広げていただきたいし、市長ご自身からもやっぱり現場を見て、直に見識を深めていただきたい。そのように希望をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 ふるさと納税の返礼品で地域産業の活性化ということでありますけれども、これはいつも申し上げておりますように、これに頼っての活性化は、一時的にはするかもわかりません。必ずそれは衰退すると思うのです、私は。ですから、そうではない方法を、また大きなことで今、考案中でありますし、提案も受けておりますので、そういう方向で農業も含め、この地域の特産品も含め、必ずふるさと納税以上の、返礼品以上のアピールをできる、そして注目を浴びられる場所が設定されるということになっておりますので、そういうことを私は利用したほうがいいのだろうという思いです。ですので、そういうことを扱う皆さん方の気持ちを全部無視しているということではなくて、しからばじゃあ何があるということ、きちんと私も示さなければならないということです。

それから、インド、スリランカこれは両国ですね。インドにだけ行って、スリランカに行かないということにはなかなかいかないわけでありまして、ましてアダムイノベーションズの社長はスリランカでありますので、インドへ行ったけれどもスリランカに行かないと軽視をしたようでは困るので、やっぱりそうするとまあまあ少なくとも8日。私は自分がその間、いなくたってどうにでもなるとは思っています。おっしゃったとおりであります。もう、ほとんど用済みの賞味期限切れみたいになっているわけですから大丈夫です。ただ、もう予定のものとか、どうしても私がいなければならないという部分がいろいろ入っておりまして、その辺の調整が非常に難しいということをお願いしているところでありまして、最悪の場合は全権特使ということを考えておりますので、またご検討いただければと思っております。

○議長 長 あと、何人ぐらい質疑がございますか。

7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 17ページ、先ほどから議論が出ていますふるさと納税寄附金ですけれども、ちょっと切り口を変えますが、我が市から出て行く分はどう捉えているかというところが、議論が全くないような気がします。本来、自分のところに納めるべき、サービスを受けるべき方々がよそに出している部分というのは、どのように考えていますでしょうか。

○議長 市長。

○市長　これはもう返礼品目当てということ以外に考えられないわけですね。北海道であったり九州であったりという。品目はどこまでどうだか、毛ガニとか和牛とかすごいのをやっているんですね。そういうところに夫婦で分けて、こっちが毛ガニ、こっちから黒毛和牛。だからそれねらいのほかには何でもない。ふるさと北海道のどこかを思うとか、九州のどこかを思うとかではなくて、返礼品目当てと。今、返礼品が非常に繁盛しているのはそのことですね。全くふるさとのことを思ってやっている部分は、私はそうないと思っています。物欲しさ、ですから、やや浅ましいというところがちょっと私になじまないということでありまして、そんなことで分析をしています。

そう多くはありませんけれども、市から出て行っているということ。本来、地方に大都市圏の裕福なところから、地方にお金を持っていこうということから始まったんです。ところが、今や地方対地方ですね。もう地方対地方ですから、本当におかしくなっているなという思いはまだ強く持っております。

○議長　18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　3点になりますがひとつお聞きします。17ページの今のふるさと納税ということで、一般寄附金になっているわけでありまして。それに先ほどから聞いています1億円、5年間というような話をしていますが、その1割が一般財源として使えるということ。そうすると、毎年1億円集まったとしたら9,000万円それは使用目的が決まっているということになります。そういう点はどうも、民間がやることに関して市を通すというのは、ちょっと不自然な感じがするのですけれども、そういう点は直接、国際大学だったら国際大学の組織がやってもいいことではないかなという感じがするんです。その点はなぜ公がそこに絡まなければならないのかひとつお聞きいたします。

それから、歳出の面で21ページです。総合行政システムとか一番下段のコンビニ交付事業で個人カードの問題、マイナンバーの問題が出ています。粛々と行政としてはやるということはお話に聞いているわけでありましてけれども、先般でも新潟日報でぼんと出ましたが、カードの情報が非常に漏れていることがあるということでもあります。この前のお話では、いただきごっこだから完全に守られるとは言えないといいながら、これを粛々と進めるということについての矛盾を感じませんか。ひとつお聞きします。

それからもう1点が、29ページ、企業立地の問題です。これだけの投資をするものに関して、先ほど何回か前任者も聞いていますけれども、総投資額がわからないとか、あるいはどの規模になるのかということも26人が30人になるというような話ですけれども、この進出企業に関しては固定資産税の減免とか、あるいは地元従業員を使えばどうか、そういったこれから恩典が出てくわけです。それをわかるけれども言わないのだと言われればそこまですけれども、やっぱり、こういった事業計画を持った企業が、この南魚沼市に集積してくれるのだというあたりの話は、やっぱり我々が世間から漏れ聞こえてくる話ではなくて、ここで初めて出てくる段階では、そういうことはやっぱり知られてまずい問題ではない。これからそれに対して減免措置等をやっていかなければならない義務が生じるわけでありまして、

そういう点はもう少し情報というのは出していいのではないかというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税でありますけれども、ご承知のように国際大学は、ほとんどが寄附金で賄われている大学であります。私たちと国際大学はまさに一心同体といいますか、一衣帯水といいますか、国際大学の皆さん方がある意味こういうことも、ああいうことも、そして留学生の支援もやりたいということを、市として直接的になかなか財政的な問題もあって支援ができていない、そういうことであります。そこで、国際大学関連の皆さん方は、一般の寄附は別で、一般の寄附のほかにもまたその方にまた、例えばもう 500 万円やっください、1,000 万円やっくださいと、これは非常に無理がありますから、ふるさと納税という制度を利用すればこれは可能であります。

ですので、我々も目的は一つですから、我が市に一度ふるさと納税を入れていただいて、これは先ほど触れましたように、もうどこかでは納めている、納めなければならない税金分ですね。それがこちらへ振りかわるということですから、それは非常に制度として使い道としていいじゃないかということです。

ただ、100%全部ここを素通りして行って、全部、国際大学に流れると言われたって、それはやっぱり我々も困ります、ということの中で、他の自治体でやっているところは5%というところもあります。けれども、我々は10%をいただいて、お互いに国際人の育成も含めた、そういうことにまい進していこうということでもあります。民間とは言えども私はほぼ公というふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、新堀新田工業団地の件ですが、これは先ほど部長がちょっと触れましたように、残り半分はまだ決まっておられません。ですから、その半分の負担は市がするというのです。自分たちの敷地の1.9ヘクタール分については面積案分で、歳入にもありますけれども、企業がちゃんとお支払いを私どものほうへ後で負担金を入れてもらうということですから、今の企業にかけるお金が4,000万円も上がっているということではないんです。今の企業にかかる部分はほとんどないのです。

そこで、今度はその残っている部分ですけれども、これは今、個々の皆さんがいっぱい細切れで持っているわけですから、何か進出をしていくということになったときは、その進出企業から建設負担金、排水路の負担金としていただこうということで、とりあえず市が出しておくということでもあります。

それから、この業種は販売修理——そういうものが主になるわけだろう——ですので、製造とかそういうことがほとんど絡んでこないですね。ですから、例えば固定資産税の減免とか、従業員数によつての補助金とかということは、もし、適用になるにしても本当に最小限です。ほんの一部の部分になる。ですから、あそこが全部、固定資産税の減免対象になるとかということではありませんし、従業員数が増えた部分についても4人とか5人増えて、1人、せいぜい1人分になるかならないかというところなんです。

これから、きちんとしたようやく地権者の皆さんとの合意も得て、そして今、なぜ早くやっているかと言いますと、県の河川改修工事の残土を入れていただいている、そのことによって非常に工事費が安く済みますので、我々のこちらの部分も含めてやっておりますので、今ちょっと工事が進んでいる。実質的には、来年度へ繰り越しでやるということはお話しましたけれども、その前にきちんとした協定を結ばせていただいて、進出してくる皆さん方がどういう規模のどういうものをきちんとやりますよと。話としては聞いているのですけれども、それがじゃあ金額的に幾らなのかは、まだちょっとわかりません。

ただ、用地費だけで幾らか……。まあ、億に近い用地費です。これはもう全部確か支払いが終わっていると思います。そんなことで少なくとも地権者の方には非常に大きなクリスマスプレゼントだと思っておりますが、よろしくお願いします。これからきちんと協定をして、その中でまた皆さんにご報告申し上げます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 企業進出の関係でちょっと補足させていただきます。先ほどから言っているように、企業さんの投資額、大体どのくらいの計画をしているんだということは、先ほど申しましたように把握はしておりませんが、先ほどから言っているように、当面今、市内にある2店舗、それから近隣の自治体の1店舗を含めて3店舗で26名ぐらいのを30名規模で稼働したい。将来的には、魚沼エリアの拠点統合という部分をにらんでいるということですので、人数的にはその倍ぐらいをここへ集積できるのではないかという話は聞いております。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 マイナンバーの関係でございますが、議員がおっしゃったカードの情報が漏れているという報道がなされているということは、ちょっと私どものほうは承知しておりませんので、その辺はちょっとお答えできません。

けれども、安全性が完璧でないという認識をしながら粛々と進めているというところは、矛盾していないかということです。安全性に関しては可能性にやはり高度な知識を持った方が、そういう悪意を持って何がしかをすれば、そういう可能性は否定できないということです。ですので、そういう部分では安全性は完璧に保証されていないという部分であります。

それ以上にこの制度の持っている公平公正な社会の実現という部分を、我々は推進していくかなければなりませんので、そういう意味の中ではこの事業についてはきちんと進めていく必要があるというふうには受け止めております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 17ページの寄附金についてですが、私はどうしても私立であり、またそういった財源、財力も若干知っているつもりで話をしているのですけれども、そこがやる事業に関してというと、今度は卒業生とこういう話をするわけですか。やっぱり公で市として支援するということになりますと、とりあえず今、ITパークで大和庁舎をということだそうですが、それらも結局ただ貸すのかどうなるのか、我々はなかなか説明が見えないのです。

そういう経費に使われるのかどうか。その見返りだというようなふうにとれば簡単に理解できるのですけれども、その辺がやっぱり財源というか、1つの項目を設けてもらってどういう支出があるんだというような形で、その9割に関して報告を常にさせていただくようであればわかるのです。けれども、指定給付みたいな形で入ってきたものを、若干は使っていいけれどもあとは全部よこせと、こういうような話ではちょっと私はわからないもので、その辺の今後の管理のやり方をひとつお聞きしたいなというふうに思います。

コンビニ交付については、銀行等のカードが漏れていたということで、闇サイトでの売買があったというようなのが大きく出たわけであります。そういった類のことは、私は専門家ではないのでわからないのですけれども、ただ、このマイナンバーで非常に今、訴訟問題が起きたり、あるいは秘密というか、今までわからなかった部分も全部洗いざらいわかるような社会をこれからつくっていくわけです。本当にそういう点では大変な社会が来るなというふうに思います。

そして、このコンビニ交付のところで、臨時職員賃金という形で出るのですけれども、私はやっぱりそういう厳密な問題がこういう形ではなくて、何か特別な対策室を設けてやらなければならないというような話を担当から聞いた経過があるのです。その辺のセキュリティの関係というのは、末端の自治体では関係がないんだというようなのか、その辺をひとつお聞きします。

あと、企業立地については、あくまでもじゃあ民間企業が進出しているんだと。ただ、いろいろな問題があるようだから、排水をきちんとしなければならぬという程度で、私は捉えるべきだったなというふうに思います。「コマツ」というこういう言葉が出ますので……(何か叫ぶ者あり) コマツのじゃあどういふ進出をやるのかとか、そういう形をすぐ我々は条例のほうをねらっての、あるいはその恩恵を受けるべくやるのかなというふうに捉えたもので、こういう形になったわけですが、ちょっと入り込み過ぎました。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 まず、大和庁舎へのITパークの件です。これは国際大学の事業とは直接的な関係はございません。ですので、あそこを改修して、今、予定が16社入っていただくということで、それは当然、家賃をいただきながら運営をしていくということであります。ただ、その家賃の額が一気にその投資を取り返せるほど1年間でみんなよこせなんていうことになるのか、5年、10年という範囲になるのか、これはちょっとわかりません。

そして、今、国際大学とは合意しておりますが、これから県も含めて県・国際大学・南魚沼市そしてアダムイノベーションズ、この中できちんとした協定を結ばせていただいて、県もできる支援はしていこうということでありますので、我々も当然ですけれどもきちんとやっていかなければならない。

それからふるさと。いわゆる、まあまあ、よこせやということではなくて、何らかの形で国際大学の留学生の支援をしたりしながら、もっとやっぱり学生数も——ことしはちょっと増えましたけれども、もうちょっと増やしてもいきたいし、そうなりますと施設的な中でも

改修費的なものが出てくる。今の収入状況の中では、なかなかそれに対応することができないので、ちょっとそのふるさと納税という制度を利用させていただきながらやりたいと、こういうことでもあります。私どももいろいろ協議をした中で、合法的でもありますし、全く趣旨が何といたしますか、我々の考えていることと外れているわけではございませんので、そういう面で協力を差し上げてやっていこうということでもあります。

そして、この大学関連にふるさと納税をしていただいている方は、国際大学に直接的に関係を持っているという人も若干いますけれども、そうでない人もいらっしゃいます。要は、財界関係のそういう皆さん方の支援を一生懸命仰いでいると。そして快く応じていただいているというところであります。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 コンビニ交付事業の臨時職員賃金についてですけれども、こちらにつきましては自動交付機のほうが廃止になります。その関係でマイナンバーカードの取得を、今まで自動交付機を利用していた方についてはお願いをしております。その関係で事務のほうが増えておりますので、こちらにつきましては窓口でその交付事務のほうを行っていただく臨時職員の賃金ということでございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 では1点、カードについて。私のところにも通知カードが届きましたが、私は繰り返し市にお願いしていたのですが、あれを見ますと、通知カードをいただくとカードをつくらなければならないというふうな錯覚を起こす。つくらなければならないというふうに捉える人が多いのですね。ですから、私は聞かれると、寝たきりや高齢者、あるいは赤子の要するに乳幼児等は必要ないんだよという話をするのです。真面目に考えると全部取らなければならないのかというような感じがしているようですが、その辺の説明がもう少しあってほしいなというふうに感じています。今の交付状況と絡めて実態は、私が言っているようなことが起きているかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 市民課長。

○市民課長 議員ご指摘のとおり、通知カードと一緒に入ってきました説明書、あるいは通知カードそのものです。つながって個人番号カードの申請用紙がついてくる。これがわかりづらいという点があるかと思えます。市民課のほうにも、主に高齢者ですけれども、電話で照会がたくさんありました。これは写真を張って、どうしても出さなければならないのですかね、という電話がかなりきたわけでありまして。当然そういうことになるだろうとは思ったのですが、我々としては、丁寧に必要な方はこういう方ですよ、こういう場面で使うカードですよ。かえって管理ができない、管理が心配だという方については、あえて今、つくる必要はございませんと。これから国の方針が変わってくる可能性はありますけれども、当面は焦ってつくる必要はありませんので、とにかく届いた通知カードを大事に持っていてくださいと、それで事は済みますからと、よくよくそういう説明をさせていただいているところであります。



あるいは、いろいろなところで老人会さん、婦人会さん等で、ふれあい講座を開いていただいて、私も講師として出席をさせていただいているわけです。そういう場所でもよくよく申しますのは、この個人番号カードは任意ですと。必要のない方は必要がないので、とりあえずは申請をしないで構いませんということを、よくよく説明申し上げているところであります。

今のところ、窓口で個人番号カードの申請に来られたのが、11月末段階で150名程度であります。今の段階だと200人を超えているかというところであります。あと、個人が直接郵便とかパソコン等で申請をした数、これは我々はまだ把握をしておりませんので、どの程度になるかはわかっておりません。以上であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 それでは、採決を行います。第112号議案 平成27年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を3時20分といたします。

〔午後3時00分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後3時20分〕

○議 長 日程第12、第113号議案 平成27年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第113号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は一般職給料及び職員手当等につきまして、4月の人事異動に伴う決算見込みの不足分を計上するものであります。歳出の総務費の職員給与費につきまして、一般職給料及び総合事務組合退職手当負担金あわせて230万円を追加し、同額を歳入の繰入金 その他一般会計繰入金に計上するものであります。これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ230万6,000円を追加し、総額を65億527万5,000円としたいものであります。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明はありません。これで終わります。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 所信表明の資料にありますけれども、国保の資格証と短期証であります。前年度よりも国保への加入者数が減っているという状況もあって、両方もかなり昨年と比べて減少になっておりますけれども、現在の短期証・資格証——要は払えない、なかなか経済的に厳しくて払えないという状況等をちょっと教えていただきたい。

〔「議案に関係ありますか」「ありますとも、総枠ですから」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 滞納の件につきましては、決算のときにもお話をさせていただきました。こちらにつきまして特に国保につきまして、今ほどお話がありましたように、払えない方については短期証それから資格証ということです。資格証になりますと、全額自己負担ということになりますので、こちらにつきましてはその趣旨を、滞納が始まることから十分に説明をさせていただいて、こういうことになっていきますよということで説明をさせていただいています。

それがわかっているにもかかわらず、すぐに資産のほう処分もできないということから、どうしても払えないという方たちもいらっしゃいます。こちらにつきましては、個々のケースバイケースになりますけれども、どうしても事情があって今までの経過の中で払えないという方については、欠損処分という形もとっております。ただ、これについては、すぐに何年たったから欠損にするという形ではありませんで、決算のときにもお話したように、十分に収入それから財産等を調べさせた上で、個別のケースで判断をさせていただいております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 前年度決算でも出ましたが、不納欠損でありますね、大変な金額が出ています。今期も後残り4か月となったわけでありましてけれども、相当経済状況が厳しいということは聞いております。その中で短期証と資格証については、かなり人数的に減っていることであるとすると、この部分をただ単に昨年よりも国保への加入者が減っていると見ていいのか。あるいは、経済的に好転をしているとみていいのか。あるいは、担当課のほうの説明等に納得していただいて、何とか国保料金をこしは頑張ってお納めするというふうになっているのか。その辺の事情をお聞かせ願いたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 こちらにつきましては、確かに国保の加入者数は年々減少してきております。ただ、数値を見ていただくとわかるように、それ以上の率で資格証それから短期証のほうの人数は減っております。これにつきましては、早い時期からの対応、それから先ほども説明しましたけれども、どうしてもという方についての欠損処分、こちらのほうが功を奏しているものと理解しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 113 号議案 平成 27 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 113 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 114 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 114 号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正は、介護保険課の人事異動に伴います職員給与費及び湯沢町からの負担金精算などに伴いまして、既決予算を減額したいものであります。

主な内容といたしましては、歳出では介護認定審査会委員報酬 41 万円と一般職給料 37 万円の合計 79 万円を減額し、歳入では介護認定審査に係る湯沢町委託負担金の精算額及び人件費に係る一般会計繰入金のそれぞれ同額を減額するものであります。

これによりまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ 79 万円を減額し、その総額を 62 億 8,296 万 2,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 114 号議案 平成 27 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 114 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 115 号議案 平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 115 議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正は診療収入の減額見込みに伴います一般会計繰入金を増額を主な内容とするものであります。歳入では、患者数が減少したことによる外来収入 147 万 2,000 円の減額と、これによる歳入の不足額を補填するための一般会計繰入金により 720 万円を増額計上であります。

歳出では、総務費のうち人事異動に伴い職員給与費を 223 万円増額し、一般管理費につきましては、臨時職員及び非常勤医師等の賃金のほか、施設管理の経費の精査により 290 万円を減額し、差し引き 67 万円を減額するものであります。

医業費につきましても、医療用機械器具及び医療用衛生材料費の精査を行い 685 万円減額したいものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 752 万 4,000 円を減額し、その総額を 1 億 6,305 万 8,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 まず、歳入ですけれども、外来収入が大分減りました。平成 27 年 4 月から実質外来だけということになりまして予算組みをしているわけですけれども、9,000 万円のところを 1,400 万円減額して、今、七千五、六百万円しか多分見込んでいないということがあります。そして、その一方で支出のほうが、人事異動があったということですから職員費が大分増えまして、職員費の当初予算と比べると今度は 7,700 万円、職員費のほうが外来収入といますか医療収入より多くなっているという状況になってしまったわけです。この辺ですね、体制からして仕方がないと言えば仕方がない。かといって医療を投げるわけにもいかないということになれば、そうなのですけれども、やはりもうちょっと診療所運営としては考えていかなければならないというところがあると思います。まず、そのところをこのような形になってきたという中でどのように考えているのかを、ちょっと漠然的な質問ですけれども聞いてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 医療再編の渦中にありまして、こういう結果も出ているわけではありますが、しかしやはり構造的な問題もここは抱えているということでもあります。その中で実は高橋所長から辞職の申し出がございまして、3 月 31 日限りで辞職をするということでもあります。今、後任の医師等も含めて抜本的な対策を行わなければならないということで、簡単に言いますと民間委託も視野に入れながらちょっと検討を加えていかなければならないと思っております。

です。相当もう根本的に変えていかなければならない、そういう思いであります。まだその方向がきちんと出たわけではございませんが、辞職はこれはもう確定的でありますので、その中でどういうことが城内診療所にとって一番いいのか、そして患者の皆さんにとっても利便性が高まるのか、この辺を考慮しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 これは質疑ですので、あまり意見を申してはならない場ですけれども、今、初めて所長さんのお話を聞きましたのでちょっと不安もあるわけです。医療再編がやっとスタートしました。何かにも出ていましたけれども、自治体で2つの病院と1つの診療所、そしてまた養護老人ホームを運営するというのは、非常に私は財政的に大変だと思うのです。けれども、歴史的に見ても城内診療所、それとまた地域の人からも必要な診療所でもありますので、今の話は非常に切羽詰まった話ですけれども、地域の方々の意見も聞きながら、本当に慎重に進めていただきたいと思えます。あまり簡単な結論を出してもらいたくない、先々の医療の体制とか、今進めている医療再編の中での話に展開していただきたいと思えます。ちょっと意見も入ってしまいましたけれども、何かありましたらひとつ。

○議 長 市長。

○市 長 城内診療所につきましては、今、議員からおっしゃっていただきましたように相当の歴史もありますし、城内、五十沢、大巻の一部も含めて、まだこれからもきちんとした診療所体制、いわゆる医療機関として必要な部分でありますので、これをなくするという方向ではありません。より住民の皆さん、患者の皆さん方から親しんで使っていただけるような方法は何があるかと、これを検討してまいるところであります。

なお、中之島診療所もあれば市であります。診療所は2つです。中之島はああいう形で非常にうまく回っておりますし、そういうことも少しは視野に入れながらやっていかなければならないということでもあります。拙速にならないように、しかし、ずるずると引き延ばしておりますと先生がいなくなりますので、もう年度内にはきちんとした方向性を出して、何とか新年度には間に合うような体制をつくっていかねばならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 関連しますけれども、医療再編というか抜本的な改善の中で、入院をなくする、要するに病床をなくする、診療所化する、院外薬局化する、一連のことを目標を立ててやってきたわけですね。一番本もとの医師がこうして欠けるということ、ある程度想定して、でもそういった形をせねばならないという形なのか。

1年でしょう、再編が終わって。要するにまだ1年たたないのですよね。だから、そこらの詰め方というのはどういう詰め方をして、現状を迎えているのか。その辺、お医者さんがどういう考え方を持っていて、じゃあ、そうしましょうかということで、合意のもとで進んできていれば、まだ若い先生ですので、その辺は行政として落ち度がなかったのかどうかと

いうあたりを私は心配するのですけれども、どうでしょうか。今後の問題にも絡みます。

○議 長 市長。

○市 長 これは全く行政に落ち度があったところではありませんで、当然、今おっしゃったようなことを視野に入れながら、高橋先生とともに取り組んで院外薬局も設けてきたわけであります。しかし、高橋先生の、悪い意味ではなくて、個人的な非常に切迫した状況が生まれまして、この地にどうもなかなか在住できないということであります。体が悪いとかそういうことではなくて、そういうことで先生のほうからできればもう 11 月、12 月ということだったのですけれども、それはいくら何でもだめだということでも 3 月までは一応いていただくということになっております。どちらに責任があるということではなくて、想定外の出来事が勃発したということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 115 号議案 平成 27 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 115 号案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 116 号議案 平成 27 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 116 議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正は、平成 17 年度許可の資本費平準化債の借りかえ分として歳入歳出にそれぞれ 1 億 4,160 万円を計上するとともに、歳出において主に人事異動などに伴います過不足調整分として 288 万円を減額し、歳入において一般会計繰入金で同額を減額計上するものであります。これによりまして、予算総額に 1 億 3,871 万 6,000 円を追加し、その総額を 58 億 3,540 万 6,000 円としたいものであります。

詳細につきまして企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは、116 号議案について説明を申し上げます。説明については事項別明細で説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをごらんいただきたいと思います。歳入

であります。5款1項1目一般会計繰入金であります。歳出での減額と同額を計上して行くということで、収支調整分ということで288万円の減額とするものでございます。

8款1項6目借換債1億4,160万円でありますけれども、平準化債につきましては、償還期限が20年ということでありますけれども、金融機関との約定では10年契約ということになっているものですから、今回、平成17年度分の資本費平準化債について、約定の10年が平成27年度で終わることから、後半の10年分について一括清算をした上で、後半の10年分の償還分について借りかえをするものでございます。

なお、後半の10年分については、また、金融機関から利率の見積もりを行って、借入先を決定するという事になっております。

引き続きまして、10ページ、11ページをお願いいたしますが、歳出であります。1款1項1目総務管理費で355万円の減額であります。職員給与費におきまして、4月の人事異動による人件費の調整分ということで、481万円の減であります。また、一般管理費では農地転用あるいは住宅の新築等が増えているということで、想定よりも増えたということで前納報奨金の不足が見込まれることから、125万円を増額したいものでございます。

3款1項1目であります。水道事業費67万円の増であります。業務量の増によりまして、臨時職員の勤務時間を従前は5.5時間でありましたが、5.5時間から7時間に変更したということによりまして、臨時職員の共済費が25万円、それから臨時職員賃金であります。42万円、合計で67万円の不足が見込まれますので、それぞれ67万円を増額したいものでございます。

4款1項1目元金であります。1億4,160万円の増額であります。歳入で説明申し上げました、資本費平準化債の後半10年分の元金償還分ということで、歳入との同額を今回同額計上するものでございます。

戻りまして4ページをお開きいただきたいと思います。地方債の補正であります。先ほど来説明申し上げますように、資本費平準化債の借りかえ分ということで1億4,160万円を新規で追加をしたいというものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第116号議案 平成27年度南魚沼市下水道特別会計補正

予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第116号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、第117号議案 平成27年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第117号議案につきまして提案理由を申し上げます。初めに第2条収益的収入及び支出の補正であります。収入では平成26年度に費用計上いたしました本年6月支給の期末勤勉手当に係る引当金につきまして、実際の支給額との差額分を特別利益として141万円計上するものであります。支出では4月の人事異動に伴う人件費の過不足分として766万円を減額計上するものであります。

次に第3条の資本的収入及び支出であります。支出では4月の人事異動に伴います人件費の過不足分として66万円を減額計上、また、平成26年度国庫補助事業に係る補助金につきまして返還が見込まれることから、331万円を計上するものであります。なお、今回の補正によりまして、資本的収入が資本的支出に不足する額、9億7,705万3,000円を9億7,970万4,000円に改めたいものであります。

詳細につきまして水道事業管理者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは、第117号議案について説明を申し上げます。収益的収支及び資本的収支については実施計画明細書で説明申し上げますので、初めに6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。収益的収支の収入であります。1款3項3目であり、その他特別利益で141万円の計上でございますが、先ほど市長が申しあげましたように、平成26年度に費用計上しました本年6月支給のボーナスに係る引当金——これにつきましては12月から3月までの4か月分ということになります——につきまして実際の支給額との差額が生じておりますので、その分141万円を今回特別利益ということで計上をしたものでございます。

支出であります。1款1項1目それから2目、4目について、それぞれ4月の人事異動に伴いまして、人件費の調整ということで所要額766万円を減額計上するものでございます。

引き続きまして資本的収支ということで、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。資本的収支の支出であります。1款1項1目新設改良費66万円の減額であります。4月の人事異動に伴います人件費の調整分ということで計上をするものでございます。1款3項3目国庫補助の返還金331万円であります。平成26年度の国庫補助事業、これは簡易水道の施設整備費の補助事業ということで、2事業を行っておりますが、それに係る消費税につきましては、売り上げがゼロであるということ、それから一方では発注に当たっては消費税含みで発注をしているということで、平成26年度の補助事業についての消費税について



は、全額消費税が還付になるということでございます。

したがって、国のほうでは消費税の還付があるということと、それから国の補助金を交付しているということで二重交付になるということがございますので、今回、国の補助金の額が4,473万円ありますが、それに対する消費税相当分、108分の8になりますが、331万円を返還するという内容でございます。

資本的収支につきましては、今回の補正によりまして、収入が支出に不足する額を9億7,970万4,000円に改めたいとするものでございます。

2ページに戻っていただきまして、第4条であります、議会の議決を経なければ流用できない経費中、職員給与費が今回833万円ほどの減額となっておりますので、職員給与費を1億3,888万円に改めたいものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第117号議案 平成27年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第117号案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、第118号議案 平成27年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第118号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は平成28年度に予定をしております新潟県立六日町病院の建物の解体に係る実施設計の委託料について補正するものであります。県立六日町病院の建物の解体及び解体に係る実施設計につきましては、平成25年2月21日に、新潟県、新潟県病院局、南魚沼市の三者で締結いたしました基本協定及び本年9月18日に締結いたしました覚書によりまして、新潟県病院局から受託し実施するものであります。病院本館、外来棟、看護師の宿舎及び附帯施設の解体工事のための設計業務でありまして、平成28年度に予定をしております外構工事の円滑な実施のために、今年度中に実施設計を完了するためのものであります。

収入につきましては、市民病院事業収益に県からの受託工事収益とする県負担金3,426万

円を計上、また支出につきましては医業費用の県立六日町病院解体設計委託料といたしまして、同額の 3,426 万円を計上するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出につきまして、市民病院事業収益の既決予定額に 3,426 万 9,000 円を追加し、総額を 14 億 3,005 万円に改め、支出ではこの病院事業費用の既決予定額に同じく 3,426 万 9,000 円を追加して、16 億 2,849 万 4,000 円としたいものであります。

これで概略はほとんどおわかりいただけたかと思いますが、詳細といたしますか、このことについて病院事業の事務部長に簡単に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、第 118 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、1 ページをごらんいただきたいと思います。第 1 条は総則でございます。第 2 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、6 ページ、7 ページの実施計画明細書でご説明申し上げます。それでは 6 ページ、7 ページをごらんいただきたいと思います。

収入では、市民病院事業収益で 3 項 6 目 1 節の受託工事収益におきまして、受託工事収益とする県の負担金 3,426 万円を計上するものであります。これは平成 28 年度に予定しています旧新潟県立六日町病院の建物の解体、それから実施設計の委託料となっております、先ほど市長からも説明がありましたように、新潟県、県病院局、南魚沼市で締結した基本協定及び覚書に基づき、新潟県病院局から受託し実施するものでございます。

内容的には、昭和 54 年に建築いたしました病院本館、それから平成 4 年度に建築しました外来診療棟、さらに平成 6 年度に建築の透析室を中心とした外来棟の、合わせて延べ面積 1 万 2,863 平米、さらに昭和 54 年に建築いたしました看護師の宿舍が延べ床面積 603.4 平米、合わせて 1 万 3,466.4 平米と、これに伴います附帯施設の解体工事、これらの設計の業務委託となっております。

支出では市民病院事業費用の 2 項 5 目 1 節委託料として同額 3,426 万円を追加計上させていただきます。県では県立小出病院の解体に際しまして同様の実施設計を行っておりますので、県立六日町病院の解体につきましても同様な形で進めたいとの意向があります。しかし、受託工事といえども建物の解体に係る費用ですので、県が容認できる範囲内なるべく経費の節減ができるよう、現在県と協議を進めている最中になっております。

以上で説明を終わりたいと思います。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 県から受託してやるということなので、お金もみんな県のお金だし意向としても県の意向ということだと思っておりますが、私は解体に関する設計というのが、どうも腑に落ちないのですが、結局図面にすれば平らな土地が残るという格好になると思うのです。

そこら辺がどういった実施設計という考え方なのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 おっしゃるとおりで、工事が終わって何も残らない更地になるのに、何でこんなに金をかけるのだということだと思えるのですけれども、市が例えば簡易に解体工事をやる場合は、平米幾らということでもう積算をして、入札にかけるといこともございます。ですが、県の場合は特にちょっと建物も大きいものですから、それからパイル等も大分入っている関係もございまして、それらのボリュームも含めて全部図面から起こして設計をやりまして、総ボリュームを出して、それに基づいて基本的には委託、入札にかけるといことになろうかと思えます。それで、一応総額ということで県とも相談をさせていただいてこの予算を盛っております。

ただ、おっしゃるように建物の解体ですので、県が必要な資料はやはりそろえる必要があるかどうかと思うのですが、公費ですので、県からの受託と言えども経費についてはなるべく節減ができるようにということで、今、担当のほうでそういう部分を少し県と協議をさせていただいています。もう少し縮減した中で実施ができればと考えています。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 今おっしゃるように、少しでも縮減するという基本的な考えで進んでいただいているということだと思います。多分、どうなのでしょう、例えば今この実施設計をするのにも三千四百二十何万円というのが出てきていて、じゃあ、これはどういった根拠でこれが出てきているのかというのがちょっとわからないのです。多分、この金額が出てきているということは、先ほどおっしゃいましたけれども、当然もう元々の図面があるわけですよね。つくったときの図面があって、それをまたわざわざ書き起こしてとちょっとお話がありましたけれども、そうするとある程度、大体こういったのであれば総額でどのくらいだから設計費はこのくらいだよという、多分そんな感じでこの3,200万円というのが出てきていると思うのです。

そうすると、何かそこそこつかんでいるのにまたこの金額を、というのが、どうしても私としては何か非常にもったいないという気がします。今ほどおっしゃったように少しでも安く、あるいは設計自体も少しでも安くという方向で進んでいただければうれしいし、今まで見てもうちの市の焼却場なんかの解体についても、解体の設計というのは多分やったことがないと思うのです。あつたためしが無いという感じですので、その辺についてもう一度、そこら辺のそういった疑問を持って、県と話をなさっているのかを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 実施設計自体は、今度は実際の取り壊し工事をやる時のボリュームといいますか、それを実施設計で算出して、それに基づいて入札にかけて、今度は取り壊し業者が、例えばパイルがどのくらいあったり、どのくらい埋まっていたり、建物の壁面で

すとか附帯設備がどのくらいあると。それらの取り壊しを積算して入札するという事から、3,400万円はそれを算出する設計の大まかな予算ということになっています。担当のほうで歩掛もございますので、県とも協議いただいて、若干余裕は見て予算のほうは盛ってあります。

ただ、小出が同じような形でやったという経過もございますけれども、その辺については今議員からご意見がございましたように、南魚沼市としてはいくら県が全部出すとは言っても、なるべく節減をした中でやりたいと思っています。ただ、県として資料的にやはりそろえておかなければいけない部分というのもございますので、その辺は県と協議しながらどの辺が省けてどのくらい節減できるのかというのを、今後ちょっと詰めて進めていきたいというふうに考えています。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 解体の今は設計ですけれども、設計の中に本体と外来棟と透析の外来棟とそのほか附帯施設ということです。一番、今となっては邪魔になんて言っては失礼ですけれども、あのエネルギー棟がやはり一番今の市民病院にはちょっと邪魔ですけれども、そこも当然含まれているのかというところと。

この後には今度、来年度解体が始まるわけですけれども、市長の説明の中で基本協定と覚書に沿ってこれを進めるという話ありましたけれども、それ自体が私はよく認識していないのでわからないのですが、解体というのは壊して廃材を撤去するだけなのか。もしくはあそこのエネルギー棟があるところが坂になっていて、一番入り口のところがちょっと勾配がありますよね。そこに今度、市民病院にその土地の入り口あたりを使うとなると、非常に手を加えなければならないことになると思うのです。そこら辺は基本協定、覚書の中では、県はもう上物だけだと、下のほうは市でしなければならないということになっているのかというところを、ちょっと参考までに教えていただきたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 協定書、覚書の中は、具体的に例えば地盤はこうしてもいいよ、ああしてもいいよとか、そこまで見るよということにはなっていないです。基本的に土地の売買ですので、土地は更地にした状態の価値で市は買っているわけですので、今後、更地の状態。病院ですので例えば薬剤汚染とかがあれば、その浄化もそうですし、上屋それから舗装の関係、消雪パイプ、そういったものを全部撤去して更地の状況にして市に引き渡すというのが基本になります。

ただ、今おっしゃったようにエネルギー棟の部分、正面になります。あそこは段差が確かにあるものですから、担当のほうでは撤去と同時にできるだけその辺の整地についても、その後の外構工事がそのままできるような形でもっていきたいということで、その辺についても検討して今、進めている状況になります。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これはでは、解体の積算をするということですが、そのほかに解体費とい

うのが出るわけです。それはもう全部市が受託してということになるのか、ひとつお聞きしておきます。

もう1点が、私は常に申し上げているのですが、病院建築というのはかなり強固につくられていると私は考えているのです。リユース、再使用というような可能性のあるところがあれば、そういったのを利用していこうかという、そういった検討がされたことがあるかどうか、ひとつお聞きしたいのです。

ただ、ぶっ壊せばいいのだと、そして更地にするのだと。あとは何にするかまだわからないということでは、私は拙速ではないかなと感じるのです。今、建築年月日も聞いたわけですが、それぞれが単独でつくっているわけでありますので、それこそ古いところは壊すとか、あるいは古いところでもまだ利用度はあるとか、そういった問題があるかと思うのです。私は新築するよりもかなり安くできるのではないかなと、再利用するにもですね。そんな感じがしているのですが、そういった検討はもう必要ないのだというぐらいの関係なのか、ひとつお聞きしておきます。

○議 長 市長。

○市 長 後段の部分についてお答えいたしますが、今、あそこのどの部分を利用するかということは全く——どの部分といいますか、利用することは特に考えていないわけです。と申しますのは、当初から申し上げておりますように、あそこは駐車場としてまだ必要な部分があります。

それから、医療モール構想というのを打ち出しております。これがやや具体化しつつありますので、当然今の施設そのものは全部取り壊さないと、その実現に非常に支障があるということになりますので、取り壊させていただこうと思っております。よろしく願いいたします。はい、じゃあ前段。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 工事に関しましては、取り壊しも含めて協定の中で全部市が請け負ってやるということになります。また、県の建物ですけれども、これはこれまでも委員会で医療対策室長もご説明を申し上げてきましたが、お隣の魚沼市の例を見ても、県の場合は無償譲渡になりませんので、かえって建てるよりも使えたとしても使い勝手の悪い建物を高額で買わざるを得ないということになりますので、それらも含めて。あと、うちは、先ほど市長も申し上げたような状況もございますので、建物は全部撤去ということで、今のところ進めています。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 確かに残存価格で売りたいとかあるかと思うのですけれども、更地にして売るにしても、じゃあ更地にしたから時価でという形になるのか、その辺が私はわからないのです。これからどういう構想——それは医療モールがどういう規模になるのか聞いていませんのでわかりませんが、いろいろの利用の仕方があると思うのです。大スパンでホール的になっている部分のところは、それなりに利用ができるだろうし、それが高いと言わ

れば変なものですが、非常にその辺は矛盾しているなど私は思うのです。

やはり安く売ってくれと言うぐらいの利用の方法があるかどうかというあたりを検討しないと、余りにも、要は終わったからぶっ壊せばいいのだということで、これからまた再投資をするというのは、ちょっと我が市の財政状況では何で考えられないのかなという気は私はするのですけれども、その点所見を伺っておきたいと思います。損得ばかりではなくて、やはりそういう体質も助言、進言していくべきではないかなと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 申し上げておりますように、これを当初から市が利用しようということは全く考えておりません……（何事か叫ぶ者あり）はい。ですので、先ほど触れましたように駐車場の部分がまだ不足している、あれは今まだ仮設部分ですね、それを戻す。それから、新たな医療機関のあそこへの設置、これらが少しずつ具体化してきております。当初からあそこのどの科の部分を残して、我々が譲り受けたいのだという話というのは、一切しておりませんし、そういう構想もなかったわけです。これからも構想はございませんので、無駄かどうかは別にして、きれいに更地にしていただいて、新しい構想に向けて進んでいくということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今の質疑を聞いていて、外構とそれから解体については、当初9億4,000万円ぐらい見ておったわけですが、その中であの建物を完全に撤去して、その後どうするかというふうになると、新たな投資ということで非常に懸念をするわけです。そうすると、所信表明で出ましたけれども、ゆきぐに大和病院の実績が10月末時点で出ていますけれども、患者数については、外来が昨年度の77.1%という大変な落ち込みをしているわけです。外来については、そうすると、今の市民病院を何日か見ましたけれども、果たしてそういうようなあそこへ再投資をしていって、今現在、年間11億円近くを病院事業費に投入していかなければならないというのは見えてきているわけですが、その中で果たして市民病院としてやっていけるのかなという心配があるわけです。

医業収益と医業費用を見ても、今年度はこの時点でも1億6,000万円ほどのマイナス部分が発生をしているということが出ています。そうすると11月から確かに大和病院から市民病院に移ってきたといっても、果たして再投資という部分についてどうなのかということ考えたときに、やはり県立の建物で使える部分については、ある程度使うという方向もあわせて考えていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 きょう朝、病院の事務部長から報告を受けましたが、今の市民病院の状況は、入院がもう80%以上でありますし、外来も当初想定している数値にほぼ到達しております。それらをもとにしてシミュレーションというのがありましたね、その数字にもう近づい

てきているし、ほぼ達成しているということです。

それから大和のほうも宮永管理者からご報告を受けましたが、こういう月、火、水あたりは沈んでいると言っても200人前後ですね。金曜日あたりになると400人ぐらい一気に倍に増えているというような状況を繰り返しております、当然大和は減ることは間違いないですよ。もういろいろの部分が全部こちらへ来ているわけです。しかし、想定以上に大和病院の利用者があるということでもあります。

ですので、ここ1年あるいは2年の経過を見た中で、それが一時的なものなのか、恒久的に大体継続的にそうなるのか。それを見極めた上で新たな大和病院の建設、あるいは移転、こういうことをきちんと方向性を出していかなければならないと思っているところです。

今、開院しまして、まだ1か月ちょっとでありますけれども、非常に順調であるということは所信表明でも申し上げているとおりでありまして、ほぼシミュレーションの数値を達成していると。シミュレーションはご承知のように、もう5年間は赤字が出ていくということで、これは償却資産の関係でありますけれども。そういうことですが、それで大体来ているのではないかと、これからもそうなるのではないかとという予測をしているところであります。今の県立六日町病院の建物を利用して何かをしようということについては、全く考えておりませんので、考えていないと言っても考えられない状況でありますので、取り壊させていただくということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 基幹病院のほうが来年度に向けてスタッフ募集が始まりましたね。そうすると、予想していましたが、医療スタッフの引き抜き合戦がまたさらに激化をするということは十分予想されます。そうすると、基幹病院自体の運営が来年度からどの程度になるのかということについては、市立病院ではありませんから全く読めない状況。そういう中で当初考えていた県立六日町病院の再利用というのは全くなかった。しかし、状況が大きく変わってきているのではないかと私は思うのです。ですので、可能性も含めてやはり再度検討するべきではないかなと思っておりますが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 基幹病院の利用状況、動向の中で、今、県立六日町病院を残すという関連性が全く出てきません。あそこを何かとして利用するというのが、基幹病院の患者動向や市民病院の患者動向で、あそこを残さなければならないなんてその考え方自体がもう出てきませんので、何度申し上げられても、大変失礼ですけれども、取り壊させていただく。更地にして新たなきちんとした利用方法で進んでいくということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 118 号議案 平成 27 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 118 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 98 号議案、第 2 次南魚沼市総合計画についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 98 号議案 第 2 次南魚沼市総合計画についてご説明を申し上げます。市町村の総合計画につきましては、これまで地方自治法において、総合計画の基本部分であります基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務づけられておりました。ご存じのように国の地域主権改革のもと、平成 23 年 5 月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決については、市の独自の判断に委ねられることとなりました。

このことにより、南魚沼市議会では、議員提案条例といたしまして地方自治法第 96 条に基づき、平成 27 年 9 月議会において、総合計画の基本構想を、議会の議決すべき案件として条例制定がなされたところがございます。このたび、平成 27 年度で計画期間を終える、第 1 次総合計画に続く 10 年を計画期間とする、第 2 次南魚沼市総合計画が、10 月 29 日の第 3 回総合計画審議会において、別紙のとおり諮問、答申されたことに伴いまして、その基本部分であります 20 ページから 25 ページの基本構想につきまして、「南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例」第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

総合計画は、本市の新たなまちづくりを推進するための基本的な考え方と具体的な施策や事業を体系的に示す最上位計画として策定するものでございます。第 2 次総合計画では、市の将来像として「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」の実現を目指すこととした第 1 次総合計画のまちづくりの方向性を継承しつつ、少子高齢化の急激な進行や人口減少による社会構造の変化、環境問題や自然災害への対応の必要性など、さまざまな社会経済情勢の動向を踏まえながら策定したものでございます。

最初に、策定に当たりましての経過をご説明申し上げます。平成 26 年 9 月に市民 2,500 人を無作為抽出して、「まちづくりに関する市民アンケート」を実施し、これまでの総合計画の取り組みにおける市民満足度や定住意識、市政への関心などを伺いました。回収数は 1,029 通で回収率は 41.2%でした。回答のあったアンケートを集計し、まちづくりの課題や市民意識の分析を行い、その結果を平成 26 年 12 月 4 日に開催した総合計画審議会において公表し、



委員との情報共有を図るとともに、第2次総合計画の策定方針とスケジュールについてご審議をいただきました。なお、アンケート結果については、平成27年3月に市報みなみ魚沼及び市公式ウェブサイトで公表しております。

第1次総合計画は、合併時に策定した新市建設計画を包含した計画であり、その計画の進捗状況などについてご審議をいただいていた、大和地域審議会及び塩沢地域審議会が設置期限の満了に伴い、平成27年3月31日をもって廃止されたことから、第2次総合計画の策定に当たり総合計画審議会の委員について3名の増員を行い、市報などでの公募により平成27年4月1日付で委員を委嘱し、総合計画審議会の委員を15名とさせていただきました。

また、この間、事務局となる企画政策課において総合計画の基本構想の素案を作成し、庁内会議で議論するとともに、庁内に総合計画策定委員会を設置いたしました。平成27年4月2日には、平成27年度第1回総合計画審議会を開催し、基本構想素案をお示しし、ご議論いただくとともに、この素案に基づき総合計画基本計画の素案を庁内の総合計画策定委員会にて作成することをご承認いただきました。

総合計画策定委員会では、各分野の担当職員からなる策定部会を設置し、分野別にこれまでの施策の自己評価と課題の抽出を行い、総合計画審議会の委員の皆様からのご提言や、市民アンケート結果などを参考としながら、基本構想素案に基づく基本計画素案を作成し、7月27日に開催いたしました第2回総合計画審議会に諮り、基本計画の案としてご承認をいただきました。

その後、8月20日から9月10日までパブリックコメントを実施し、いただきましたご意見を庁内の総合計画策定委員会で協議し、総合計画基本構想及び基本計画案への参考といたしました。

10月29日に第3回総合計画審議会を開催し、第2次総合計画基本構想案及び基本計画案の策定について諮問し、原案どおりとすることをご答申をいただいたところでございます。策定経過については以上でございます。

続きまして、第2次総合計画基本構想の内容についてご説明を申し上げます。

別紙の20ページをごらんください。市の将来像につきましては、第1次総合計画と同じく「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」といたしました。これは、まちづくりを進める上でのよりどころとするため、平成19年4月に制定した、南魚沼市民憲章に掲げた「人間・自然・ものづくり」をいつまでも大切にしようとする部分と整合性を図り、市民に行政が寄り添い、同じ方向を向いてまちづくりを進めていこうとする姿勢を示したものであります。

続いて、別紙の21ページをごらんください。ここでは市の将来像を実現するために、基本構想では4つの基本理念を掲げております。

基本理念の1つ目は、「郷土を愛し、一人ひとりがつくるまち」として、市民が主体となって地域づくりに積極的に取り組めるよう、人材の育成や郷土愛を育もうとするものであります。

2つ目は、「人の和で支え合う安心のまち」として、人と人がつながり、支え合うことによって安心して暮らしやすいまちを目指し、保健・医療・福祉の充実や生涯学習機会の整備を進めるとともに、市民アンケートでも要望の強かった災害に強いまちづくりを進めようとするものであります。

3つ目は、「力強い産業が育ち、働く魅力がたくさんあるまち」として、将来にわたって持続可能な力強い産業の育成と、地域資源を活用した起業や創業により安定した雇用の創出を目指すものであり、市民アンケートで特に要望の強かった雇用の促進を進めようとするものであります。

4つ目は、「新しい課題に柔軟に対応する行政組織をもつまち」として、人口減少や少子高齢化などによって生じる、新たな課題に対応する行政組織の構築と、行政運営の仕組みづくりを市民と協働で行い、効率的かつ公正で無駄のない行政サービスの提供を目指すものであります。

22 ページをごらんください。ここでは市の将来像の実現に向け、4つの基本理念に基づき、まちづくりの枠組みを6分野の政策大綱に整理し、23 ページにあるように、それぞれに「まちづくりの目標」を定めました。

1つ目の政策大綱は、「保健・医療・福祉」の分野で、まちづくりの目標は、「地域ぐるみでつくる健康・福祉・子育てのまち」としております。子育ての部分で強調した目標を掲げ、安心して子どもを産み育てられ、市民の誰もが健康で生き生きと自立して暮らせるまちづくりを推進しようとするものです。

2つ目の政策大綱は、「教育・文化」の分野で、まちづくりの目標は、「学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち」としております。地域が連携して、子どもを育てる教育環境づくりを進めることにより、学校教育はもとより、地域の文化や特性を学べる機会の拡充によって、郷土愛の醸成や地域への関心を高めようとするものであります。

24 ページをお願いいたします。3つ目の政策大綱は、「環境共生」の分野で、まちづくりの目標は、「豊かな自然を守り、そして共に生き、100年後に引き継いでいくまち」としてしております。地球規模で、限りある資源やエネルギーの有効利用を図るとともに、本市の豊かな自然環境を未来へ継承するため、地域内で完結する、持続可能な循環型社会の構築を目指そうとするものであります。

4つ目の政策大綱は、「都市基盤」の分野で、まちづくりの目標は、「住みたい、住み続けたいまち」としてしております。自然や景観に配慮した適正な土地利用を促進し、災害に強く快適な都市基盤整備を推進するとともに、高齢化社会に対応した交通システムの構築や、安全な道路ネットワークの整備を推進しようとするものです。

25 ページになりますが、5つ目の政策大綱は、「産業振興」の分野で、まちづくりの目標は、「豊かな自然を活かし、自然や人にやさしく力強い産業のまち」としてしております。南魚沼産コシヒカリに代表される豊かな農作物、高速交通網の利便性を活用した商工業、雪に代表される豊かな自然、郷土の先賢や歴史文化資源を活用した観光産業など、産業構造のバラ

ンスをとりながら、魅力的で力強い産業のまちを築き、雇用の創出と安定を図ろうとするものであります。

6つ目の政策大綱は、「行財政改革・市民参画」の分野で、まちづくりの目標は、「世界にひらく市民が誇りをもてるまち」としております。人口減少と少子高齢化がもたらす社会への影響に対応するため、市民と協働し、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するとともに、国籍や文化、性別にとらわれない社会の実現と国際化の推進により、市民がまちに誇りを持てるような、世界にひらかれたまちづくりを進めようとするものであります。

以上、6つの政策大綱に基づき、来年度からの施策を展開すべく、28ページ以降に基本計画を、また、予算への反映を伴う実施計画につきましては、第2次総合計画の基本構想が本定例会での議決事項であることを踏まえ、先般、12月1日開催の第4回総合計画審議会において、諮問し、答申をいただいたところであります。

人口減少と少子高齢化に対応するためには、これまで私たちが経験したことのない新しい課題への柔軟な対応と、山積みする行政課題への難しい判断が必要になってまいります。この第2次総合計画の基本構想により、今後10年のまちづくりの方向性を示し、市民の誰もが南魚沼市で安心して暮らせるようなまちを目指し、行政のみならず地域の総力を結集して、知恵を絞りながら、市の将来像の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1番・永井拓三君。

○永井拓三君 22ページのチャートというか、図の部分ですけれども、今さら聞くのも何ですけれども、将来像を先に考えた上ででき上がったものなのか、何か積み重ねていった結果、この将来像が見えたのか。その部分をちょっとまず、先にお聞かせいただきたいのですけれども。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 今ほどの部長のほうの説明にありまして、第1次総合計画のほうを踏襲してということございまして、特に将来像を市民の皆様からこういったイメージにフレーズ、これを募集したとかそういう形を今回はとりませんでした。したがって、「自然・ひと・産業の和で築く安心のまち」、これが今まで培ってきた市民の皆さんとの共通のイメージをそのまま生かしてきたということございまして。これを新しく下のほうから積み上げてこれにたどりついたということではなくて、この将来像につきましては前回のものを引き継いだという形になります。その部分では変更する必要がなかったという表現のほうよろしいかもしれません。以上です。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 そういう意味でもう1回聞きたい部分は、そうすると政策大綱の1から6までが、基本的な柱になる部分だと思うのです。この6本の柱を見て、教育・文化というの

が一本になっているわけですがけれども、1から6のうち教育をちょっともう1回見直したら、果たしてこの大きな図が家だとして、柱は基礎の部分では何に当たるのですか。

○議 長 市長。

○市 長 これは今ほど触れましたように、柱が6本あるわけですね。その基礎は最初の「自然・ひと・産業の和で築く安心のまち」ここが基礎です。その上にこういう柱を立てて、今度は基本計画の中で屋根をつけて、実施計画の中で囲いもして全部仕上げる。こういうイメージでいただきたいと思います。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 基本構想部分ですので、基本計画のほうには触れませんが、かといって基本構想の前段の部分ですね。資料のところにはちょっと触れさせていただきたいのですけれども、前回の第1次総合計画の中では、基本構想に入る前に財政の状況及び課題という項がありました。当時財政健全化計画を進めなければならないということで、財政的にも非常に厳しい情勢があったことはそうです。それを踏まえて、これは入ったかもしれませんが、見方によっては、これから10年形が違ってても財政が厳しいのは変わらない。むしろ見方によってはさらに厳しくなるという見方もできないわけではない中で、この基本構想に入る前に今市が置かれている財政、これから10年の財政の状況とか課題とかそういうのが入っていないのですよね。そういう視点を踏まえて基本構想を組み立てていかなければ、ほんの言葉だけ並べたみたいになってしまうのではないかと私は思いますので、そこら辺をどう整理しておられるのかというのを、まず第1点お聞きしたい点と。

そして、1回目にもう1つ聞きたいのは、第1次総合計画の基本構想の部分を市民の皆さんやパブリックコメントで意見は徴収したのでしょうか、行政として第1次計画の基本構想の部分をきちんと検証してここに至ったのか、というところの2点をまず聞きたいと思いますけれども。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 確かに前段の総論の部分ですね、従来の財政状況については資料が乏しいという状況になっているかと思います。ただ、16ページから今後のまちづくりの課題ということで6点、これもたまたま6ですがけれども、課題を抽出しております。その最後がやはり戦略的な行財政運営ということで、ここで言葉の上ではうたっているという状況でございます。前段に、以前よりも財政状況の資料が少ないのは確かでございますけれども、共通な課題としてここには上げてあるということでございます。

それから、第1次の総合計画の評価ということでございますけれども、今回の策定の事務を進めるにありまして、先ほど説明を申し上げましたけれども、庁内に策定委員会というものを立ち上げました。その下に部会というのをつくったわけですがけれども、それぞれの施策の柱ごとに部会をつくりまして、そこでまず、最初にやったことが、今までの施策の内部での評価です。いいところ、悪いところを全部担当のほうで寄せ集めて協議し合ったということです。その上に立ちまして、今後ではどこをどういうふうに改善していくのかとか、さら

に伸ばしていくのかと、そういった部分を積み上げていったという作業でこの見直しを行っております。以上です。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 財政的な見通しとか現状課題が入っていないのは残念ですけども、それはそれとして入っていないので、ちょっとそこは飛ばします。もう 1 点のほうで、検証なりをしたのかということなんです。いろいろ委員会をつくりながら進めたということですけども、先ほどの 1 番議員の答弁の中でも、一番柱の部分等々については、見直しをする必要はなかったという形の中で進めてきました。私はそうは全然思わないのです。10 年前にこれから 10 年を見たときと、今これから 10 年を見た——これは基本構想その期間ですよ。それで全然見直しをしなくてもいいのではないかという考え方の発想には、私はとてもなれない。そのところをもうちょっと詳しく、何でそうなるのかということをお聞きしたい。

というのは、私は全部見させてもらいました。基本計画の中の一部も見させてもらいました。基本構想のほとんど 8 割から 9 割、言葉も含めてですよ、文言も含めて第 1 次の——ちょっと言葉は違っているかもしれませんが、総合計画の基本構想と 8 割、9 割同じですよ。今まで合併して 10 年と、これから自立しなければならない 10 年の、基本構想といえば一番肝心な部分ですけども、それが方向は同じだとしてもその考え方が言葉の中に出てこない、これはちょっとまずいのではないかという気もしますけれども、そこら辺の考え方をお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 冒頭、部長が説明申し上げましたように、将来像の基本部分、「自然・人・産業の和で築く安心のまち」これはもうここが土台ですから、一切変えていませんと、これは申し上げました。そのあとの 6 つ、これは議員は全然変わっていないと言いますが、相当変わっています。そして、それは言葉ですから、どう捉えるかは別にして。

我々もさっき課長が申し上げましたように、今までの 10 年やってきた中の評価、これは市民の皆さんから相当数のそれをいただいておりますから、重点的にはやはりこういう方向を今度はやっていかなければならないと、そういうことが全部課題として見えているわけです。そういうことも全て包含をしながら基本構想をつくったわけでありまして、本来、基本構想が 10 年ごとにあっちを向いたりこっちを向いたりというのは、これもやはりおかしい。そこが達成できない部分をどうしていくのだということ、が私は重要だと思っているのです。

ですから、私はこれで十分皆さん方のご批判に耐え得るものだと思っておりますが、それは見解の相違ということになればどうしようもありませんけれども、職員の英知を絞って、そして総合計画審議会の委員の皆さん方の相当のご意見もいただいた中で作り上げておりますので、自信を持ってお薦めできる。お薦めできるという言い方は……。

ですから、構想ですので、皆さん方が具体的にこれはどうなのだ、あれはどうなのだということの質疑が非常にできない部分で、ちょっと不満が残るかもわかりませんが。まずは実施計画、基本計画これはつけてありますのでそれらもごらんいただいたり、改めて平成 28 年

度の予算、これらの中できちんとしてまたご意見を伺えればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

相当新しい分野を取り入れながら、そして、課題を克服するためにどうすればいいのだということを十分この中に包含しておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 市長がそうおっしゃるのであれば、多分、私が目を通していない基本構想、また実施計画の中で、今の時代といいますか、時の情勢に合わせた取り組みが展開されるものだというふうに私は期待いたします。ただ、職員の皆さんも、私ども議員も、この基本構想をもとに多分基本計画が計画され、それに沿ってまた実施計画もされるものだと思うわけです。市長、相当変えましたと言いましたけれども、私は基本構想の部分を全部見ました。一字一句、本当に80%、90%同じです、表現も。中にはやはりIT産業とかそういうのはちょっと入っていますけれども、そこへ加わったくらいで、あと施策もそうですし、表現もそうですし、ほとんど同じですよ。

そこら辺はちょっとやはり、これもみんな検討してそういうふうに行きついたということになれば、ここからまた新しいところが生まれるかもしれません。けれども、この10年間、このまた10年間、基本構想の部分は、市長は変わらなくて当然だと言うかもしれませんが、20年、30年先を目指すところは、私は変わらなくてもいいと思うのですが、10年ごとに区切ってこの10年はどうでしょうか、できなかつたら次の10年はどうでしょうかというのが、やはり総合計画の中の基本構想だと思うのです。

そういうところの時代に合った10年先がここにあらわれていないというのは、私から言うのですよ、隠れているのかもしれませんが、ちょっと残念で、そこら辺のところをもうちょっと説明いただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 先ほど触れましたように、新たな課題——例えば本当に緊急的な対応が必要になってきている少子化の問題だとか人口減少、それからIT関連、こういうことは確かな文言として入ってきているわけです。そのほかに例えば都市基盤整備ということの中で、文言を変える必要というのがほとんどないわけですね。それはご理解いただけますでしょう。もう新しい大きな構想の、例えば公共事業をどこかに持ち込もうとか、そういうことではないわけですから。

ですので、ご不満かもしれませんが、10年やってみて、そしてまた10年先を見て、現状がどうだ。そしてやはり目指さなければならない将来10年後の姿はこうだと、そこを見据えた中で文言としてあらわしておりますので、そう劇的に変わるはずがないのです。それはおわかりいただけると思うのです。ですので、それはひとつ——どういうふうに変えればいいのだということになったらご意見いただきたいのですけれども、ここがちょっとおかしいから今度は方向性としてはこうじゃないかとか、そういう部分をもしご指摘いただ

ければ、それはまたそれで検討しなければなりません。今、10年で全部のことがみんな達成できたなんてことになっていませんから、ご承知いただける。

合併後の特例債を利用した事業関係は、ほぼ終息しておりますけれども、そのほかの部分について、なかなか課題が100%解決できているという状況じゃないわけです。ですから、また新たな計画の中でその達成を目指そうとか、また新たなことが出れば、先ほど言いましたIT部分だとかそういうことはきちんとやっつけていこうと、そういうことになるわけです。これは大きな期待を持っていただいたようでありますが、劇的な変化はあらわれないというのが、私はこれは基本だろうと思っておりまして、ご理解をいただきたいわけでありまして。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 23ページの教育文化のことですが、1番議員がどういう私観で質疑をしたか、私は古い人間だからわかりません。しかしながら、昔から我々の政治の課題というのは、例えば上中並ということがありますれば、並は財を残すこと、中と言えれば仕事を残すこと、上であれば人を残すこと、育てることと言われていっていると思っております。これは計画のほうですよ。我々が踏み込んではいけませんが、例えば46ページの最下段の数字でしようか。なかなかここまでやるには、踏み込んだ施策が必要だと思っておりますが、これは総合計画審議会の中で、教育のこういう現場についての質疑というのは、どの程度なされたのか。私は最終日にしか行ってないものですから、その辺の経過がもし、ありましたら教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 議事録等をまたごらんいただければと思いますけれども、教育問題についても相当突っ込んだご意見はございました。ありました。ですので、具体的にどうだこうだという部分については、議事録をこれは公開しておりますので、ごらんいただければと。よろしく願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員と同じ発想かなと思うのですがけれども、第1次総合計画は新市建設計画に基づいて策定をされて行われてきたわけです。第2次総合計画ということですのでけれども、要はそもそも合併というのは何だったのかというところ。市長は常々最初の10年間はハードの分野で、後半の10年についてはソフトの分野で、そういうことをよくおっしゃるわけです。そうすると、ソフトの部分となった場合についても、時代が変わってくればハードとしてこういうものがあるのだけれども、それらを思い切って整理統合しながらソフトの部分でこう変えていくのだというところで、連続性でありながらも状況によって変えざるを得ないものが出てくる。そういうところについてこの第2次の総合計画ではどうなのかという部分で、果たして整合性を持っているという部分でありましたけれども、どうなんだろうかという疑問があるわけです。

本当に21世紀型と言われている部分が、もうこの何年かのうちに大きく表に出てきている

わけですよ。インターネットを使った部分でいくと、相当進化をしている。こういうのを技術的なものを道具として使った中で、市の行政の仕方としてどうなるのだろうかというところは、それに追いつくようなソフトというのは、相当思い切った転換をしなければならないわけです。そういうところの対応が、第2総合計画の中でできるのでしょうか、というような部分かなと思っていますけれども、ちょっとその辺についての市長のお考えをお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 これは例えば具体的にどの施設を廃止して、どの施設はどうだとそういうことについて、ここの中で触れていることは当然おわかりいただけだと思います。例えば24ページの住みたい、住み続けたいまち、都市基盤であります。土地利用の推進、そして住環境の整備、あるいは人にやさしいまちづくり、これらはこの中から相当の部分が進化をしていくわけでありまして。最後のほうのこっちの25ページの行財政運営の効率化と、ここの中で具体的な部分が出てくるわけでありまして。ですので、さっき言った都市基盤整備の関係のほうと、行財政運営の効率化のこれをマッチさせながらやっていくということで、基本計画的にどうだこうだという部分まで出ておりませんが、実施計画の中では廃止も含めて、じゃあそのかわりのソフトをどうするとか、そういう部分は出てくるわけですので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総合計画審議会の中で、女性の委員2名の方からも厳しく指摘をされた部分であります。女性の視点での総合計画を見たときにどうなんだろうと言われて部分ですね。ここら辺はソフトとして当然直していかなければいけない部分であります。まず、一番は、子育て支援と間違えてしまいますけれども、要はワークライフバランスであります。どういう人生をこの南魚沼で送るのだろうかというところの全体の中で、やはり女性の視点でどうなのかという部分が大きく欠けているのではないかと、という指摘を受けたわけがあります。

そうすると、これは実際の実施計画等々の中で、当然そこら辺は生かされていくのだろうと思っておりますけれども、やはりそういうところの視点をちょっと変えてどうですかと言ったときに、ソフトの面でひょっとしたら大幅な転換を迫られるかもしれない。そういうことについて柔軟に対応できるのかということなのです。いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 先般の実施計画の審議会の際に、ある委員から相当手厳しいお話をいただきました。しかし、これは我々は全体的なことを言うわけでありまして、個々のこの人の状況はこうだから、この人にこうしなければならないなんてことは、とてもそこまで行政が、相談事があった中で解決していくという部分はありますけれども、政策の中に個々の個人的な部分まで全部生かすなんてことはできるはずがないのです。それはご理解いただけだと思います。



ですから、あの委員のおっしゃったことは、全体としてそうであれば、当然そのことをきちんとやっていく。しかし、そうではない部分が非常に多く含まれておりまして、私がああいう発言をさせていただいたわけでありまして。ただ、あの女性の皆さん方のきめ細かな内容というのは、十分やはり尊重していかなければなりませんし、我々の知り得ない部分での情報的なものもありますので、そういうことも含めて全体的なレベルアップといたしますか、そういう部分について行政としてはこうしていこう。個々の問題については、また、その都度担当課なり個人の方なりの相談をしていく中で、どういう対応が行政としてできるか、あるいはできないか。こういうことも含めて解決していくべきものだと思っております。

おっしゃるように、女性の方のご意見というのは、十分我々も吟味したり、あるいは尊重したりしながら進めていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 これまでの現状分析、それから市民意見、あとはアンケート、それから総合計画審議会での非常に内容の濃い審議、そういったものを経てでき上がったものとして、この基本構想については賛成でありますし、尊重する立場であります。ただ、6番議員から質問があったように、行財政運営の効率化という項目が基本計画の中にあるのですけれども、そこには施策の達成目標、指標というのが書かれております。ここには財政健全化指標の適正化ということで、実質公債費比率、将来負担率というのがあります。さらにそれをするための施策の概要、体系というのがあります。完全に立派につくり上げられている基本構想、基本計画だと。また、それを議会で議論する。10年前には合併がどうこうから始まった議論でしたけれども、しっかり市議会としてこうしたものが議論できる状況になったということ、まず個人的に非常にいいことではないかと、喜ばしいことだと思っております。

それで、質問ですけれども、17番議員のほうが先ほど基本計画の部分にちょっと触れましたので、私もそういう観点から質問をさせていただきたいと思えます。1つ目はこの基本構想それを基本計画に落としていく段階で、やはりきちんと関連づけたどのようなお考えがあったのか。これは簡単で結構でございますのでお伺いをしたい。

それからあと、5年後には基本計画の見直しに入るわけですが、それを目標として議会もしっかりと基本計画からかみ砕いて、こうあるべきというのを議会としても考えていく必要があるかという思い、期待もあるのですが、5年後の内容について、こういう基本計画をしっかり達成目標、指標これも含めて見直していくと。いろいろな意見があるように、時代に合うようにしっかりと内容を見直しながら、施策こうしたものを練り上げ、目標も変えていくと、そういうお考えがあるかどうか。そのところ基本的な部分をお伺いしたいと思います。以上2点お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 議員おっしゃるとおりでありまして、こうしたからもう10年間変えないなんてことは全くあり得ないわけでありまして。基本構想があつて、それで今度はそれを実現す

るための基本計画を、実現というか今度は本当にそれをやるための予算措置を伴った実施計画が出るわけです。その中で構想から基本に移る部分については、そう予算が伴っている部分ではありませんので、このまますんなり流れていきますね。では、基本計画を実施計画に移すときに、結局歳入に対する歳出のバランスでありますから、こう思っていたけれども今はこれができなくなるとか、あるいは予定以上にできるとか、そういうものは必ず出てきます。

ですから、もう毎年毎年の実施計画の中で見直しが入っていきますし、それから議員がおっしゃったように、5年後には中間でどうしても見直さなければならない。その5年の中の見直しというのは、やはり基本構想から計画の部分が本当にこれでよかったのか。基本計画から実施計画の部分が、何ができて何ができなかったか。あるいはしなくていいものが出たかどうか。また、新たにやらなければならないものが出るかどうか。ここはやはりきちんと見直していかなければなりませんので、きちんと毎年毎年検証しながら、また5年後にはきちんとした部分を市民アンケート等を実施させていただいて、検証しながら進めていくということになろうと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第98号議案 第2次南魚沼市総合計画については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午後4時53分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後4時54分〕

○議 長 お諮りいたします。

本日はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで終了いたします。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は12月14日午前9時30分、当

議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後 4 時 54 分]